

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2024年12月23日

【事業年度】 第9期(自 2023年10月1日 至 2024年9月30日)

【会社名】 株式会社インバウンドプラットフォーム

【英訳名】 Inbound Platform Corp.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 王 伸

【本店の所在の場所】 東京都港区新橋六丁目14番5号

【電話番号】 03-3437-3129 (代表)

【事務連絡者氏名】 取締役 C F O 弓場 肇

【最寄りの連絡場所】 東京都港区新橋六丁目14番5号

【電話番号】 03-3437-3129 (代表)

【事務連絡者氏名】 取締役 C F O 弓場 肇

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第5期	第6期	第7期	第8期	第9期
決算年月	2020年9月	2021年9月	2022年9月	2023年9月	2024年9月
売上高 (千円)	563,680	945,177	1,138,803	2,077,284	2,333,695
経常利益又は経常損失 () (千円)	47,293	122,709	130,594	376,735	179,293
当期純利益又は当期純損失 () (千円)	372,264	95,965	96,914	252,021	127,148
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)					
資本金 (千円)	96,328	121,315	121,315	337,317	351,630
発行済株式総数 (株)	3,873	3,908	3,908	3,382,400	3,449,600
純資産額 (千円)	121,987	267,927	364,842	1,048,866	1,204,642
総資産額 (千円)	734,348	932,485	919,352	1,821,479	1,957,515
1株当たり純資産額 (円)	31,496.86	85.69	116.69	310.09	349.21
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額) (円)	()	()	()	()	()
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失 () (円)	96,597.17	30.97	30.99	80.02	36.96
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)				79.55	35.55
自己資本比率 (%)	16.6	28.7	39.7	57.6	61.5
自己資本利益率 (%)		49.2	30.6	35.7	11.3
株価収益率 (倍)				25.96	18.91
配当性向 (%)					
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)		292,329	121,478	643,123	199,920
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)		16,716	132,109	324,091	760,711
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)		21,221	64,096	363,548	33,262
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)		596,172	521,446	1,204,026	609,973
従業員数 [ほか、平均臨時雇用者数] (名)	35 [19]	41 [23]	41 [20]	61 [19]	61 [19]
株主総利回り (比較指標：東証グロース市場250指数) (%)	()	()	()	()	33.7 (89.4)
最高株価 (円)				2,980	2,118
最低株価 (円)				1,815	631

(注) 1. 当社は、連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等は記載しておりません。

2. 持分法を適用した場合の投資利益については、当社は関連会社を有していないため記載しておりません。

3. 第5期、第6期及び第7期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価を把握できないため、記載しておりません。第8期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、当社は2023年8月30日に東京証券取引所グロース市場に上場したため、新規上場日から前事業年度末までの平均株価を期中平均株価とみなして算定しております。

4. 第5期の自己資本利益率については、当期純損失であるため記載しておりません。

5. 第5期、第6期及び第7期の株価収益率は当社株式が非上場であるため記載しておりません。

6. 1株当たり配当額及び配当性向については、配当を実施していないため記載しておりません。

7. 第6期から第9期の財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、三優監査法人により監査を受けておりますが、第5期の財務諸表については、監査を受けておりません。

8. 第5期についてはキャッシュ・フロー計算書を作成しておりませんので、キャッシュ・フローに係る各項目については記載しておりません。

9. 従業員数は就業人員であります。また、臨時雇用者数(パートタイマー)は年間平均人員を[]内にて外数で記載しております。

10. 第5期は2020年初頭からの新型コロナウイルス感染症拡大による影響から、経常損失、当期純損失を計上しております。
11. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準 第29号 2020年3月31日)等を第7期から適用しており、第7期以降に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。
12. 2023年6月17日を基準日として、同日の最終の株主名簿に記載又は記録された株式の所有株式1株につき800株の割合をもって分割しております。当該株式分割が第6期の期首に行われたものと仮定し、1株当たり情報を算出しております。
13. 第5期から第8期までの株主総利回り及び比較指標については、当社は2023年8月30日に東京証券取引所グロース市場に株式を上場したため、記載しておりません。また、第9期の株主総利回りは2023年9月末の株価及び指数を基準として算定しております。
14. 最高株価及び最低株価は、東京証券取引所グロース市場におけるものであります。ただし、当社株式は、2023年8月30日から東京証券取引所グロース市場に上場されており、それ以前の株価については当該事項がありません。

2 【沿革】

年月	概要
2015年10月	株式会社エルモンテRVジャパン（現：株式会社インバウンドプラットフォーム、以下省略する。）を設立 海外キャンピングカーレンタルの取次ぎ事業（現：キャンピングカー事業）を開始
2016年7月	株式会社エルモンテRVジャパンの株式の100%を株式会社エポラブルアジア（現：株式会社エアトリ、以下省略する。）が取得
2016年10月	本店所在地を東京都渋谷区千駄ヶ谷五丁目23番6 - 301号から、東京都港区愛宕二丁目5番1号に移転
2017年6月	日本国内におけるキャンピングカーレンタル事業（現：キャンピングカー事業）を開始
2018年4月	外貨両替事業を営む株式会社エアトリの100%子会社であった株式会社Airtrip Exchangeを吸収合併
2018年8月	訪日旅行者向けのWi-Fiレンタル事業を営む株式会社エアトリの100%子会社であった株式会社Destination Japanを吸収合併し、当社として訪日旅行者向けのWi-Fiレンタル事業（現：モバイルネットワーク事業）及びWebメディア事業（現：ライフメディアテック事業）を開始 商号を「株式会社インバウンドプラットフォーム」に変更
2019年9月	本店所在地を東京都港区愛宕二丁目5番1号から、現在の東京都港区新橋六丁目14番5号に移転
2020年4月	株式会社グローバルモバイルの株式を100%取得し子会社化。日本人顧客向けWi-Fiレンタル事業（現：モバイルネットワーク事業）を本格化
2020年6月	子会社であった株式会社グローバルモバイルを吸収合併
2021年6月	事業領域の再整理を行い、蓄積される事業ノウハウによる外国人向けEコマースサイト立上げの仕組化、自社保有のWebメディアによる顧客の獲得、自社コンシェルジュによる高い顧客ロイヤリティの実現という3つの強みを生かしてより広い意味での外国人向けのサービス展開を図ることを目的とし、ライフメディアテック事業部を新設
2023年8月	東京証券取引所グロース市場に株式を上場

3 【事業の内容】

当社は、モバイルネットワーク事業、ライフメディアテック事業、キャンピングカー事業の3つの事業を展開しております。当社は、訪日・在留外国人数や国内における外国人消費額が中長期的に見て大きく伸びていくマクロトレンドの中で、「また来たい、日本」をビジョンに掲げ、当社のサービスを通じて外国人の日本滞在における不便を解消し、日本に来られる外国人、居住されている外国人の満足度及び来日リピート率の向上に貢献することを目指し、様々なサービス展開を行っております。当社の事業内容及び当該事業に係る位置付けは、以下のとおりです。

なお、当事業年度より、報告セグメントの区分を変更しております。詳細は、「第5 経理の状況 1 財務諸表等 (1) 財務諸表 注記事項(セグメント情報等)」をご参照ください。

(1) モバイルネットワーク事業

当事業は、Wi-Fi端末のレンタルサービス、SIMカード・eSIMの販売・取次サービス、及びモバイルアクセサリーの販売を行っております。主に、訪日旅行客向けのWebサイト「Japan Wireless」、国内法人や海外旅行客向けのWebサイト「グロモバ」を運営しています。

仕入面の特徴は、高機能なWi-Fi端末仕入れにおける調達力です。当社は、新型コロナウイルス感染症拡大前より、英語圏をメインとした欧米圏の訪日外国人向け日本国内用Wi-Fi端末のレンタルに注力しており、安価かつ安定的な調達が可能となっております。2024年9月期中に、原価低減施策として仕入先の切替えを行い、より機能性の高い最新の端末を提供しております。

オペレーション面の特徴は、効率性と、英語・スペイン語・フランス語・中国語・韓国語及びベトナム語等の多言語でのカスタマーサポート体制です。長年のノウハウの蓄積により、少人数で大量のWi-Fi端末をスピーディーに充電・梱包のうえ顧客の自宅、滞在先ホテル、空港カウンター等に発送する体制が整っております。また、ライフメディアテック事業とコールセンターが連携することにより、効率的に多言語でのカスタマーサポート体制を築いております。

販売面の特徴は、外国人向けのデジタルマーケティングノウハウと、高い顧客満足度に起因するブランド力です。当社はWebサイトのUI/UX改善(注1)に強みを持ち、かつ多国籍なwebマーケターを有しております。各国の人々の文化、商習慣、画面デザインの嗜好等も踏まえながら対象国に応じて、事前デポジット不要との訴求を入れていたり、各国の通貨表示及び各国の物価や競合情勢を踏まえたプライシング戦略等を行っております。各国に合わせたローカライゼーションやUI/UXの改善を行ってきたことにより、様々な国のお客様にとって使いやすいUI/UXを実現しております。

(注1) UI(ユーザーインターフェース)、UX(ユーザーエクスペリエンス)をより顧客が使いやすい表示にしたり、よりスムーズに購入体験ができるようにするために、Webサイトのデザイン改修や機能改修を行うこと。



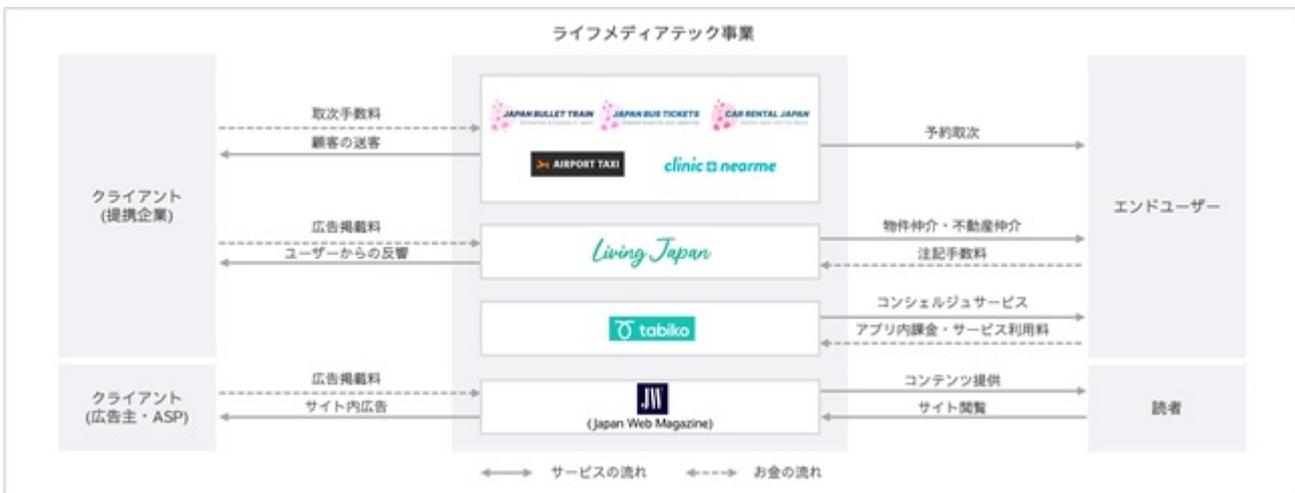
(2) ライフメディアテック事業

当事業は、訪日外国人及び在留外国人向けに、日本の各種サービスへの取次事業を行っております。

日本での滞在や生活をする上で必要不可欠な医療や不動産等のサービスは、問合せ先や各種手続きが煩雑で、日本語を母国語としない外国人にとって、問題解決や目的達成までに時間と手間がかかります。当社は、多言語対応のWebサイト及びカスタマーサポートを展開し、生活サポートサービスを提供しています。

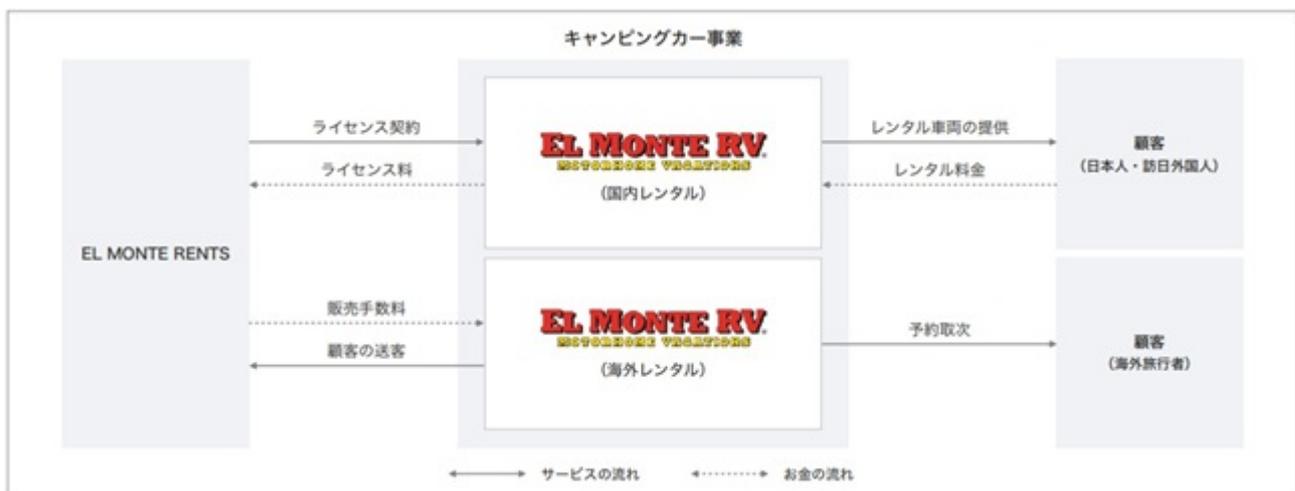
また、生活サポートを行う「ライフテックサービス」に加え、2024年9月期より、「モビリティテックサービス」の展開を開始しました。今般訪日外国人数が急増するなか、主要観光都市への観光客の集中に伴う交通渋滞や公共交通の混雑等、オーバーツーリズムが顕在化していることを背景に、外国人が安心して交通機関を利用できる環境づくりを目指し、モビリティテックサービスに注力しています。

主なサービスは、モビリティテックサービスでは新幹線チケットの手配サービス（Japan Bullet Train）、空港送迎サービスの取次（Airport Taxi）、ライフテックサービスでは、不動産情報・賃貸仲介サービス（Living Japan）、情報発信Webメディア（Japan Web Magazine）、医療機関の取次（Clinic Nearme）で、いずれもWebサイトを運営し、提携企業より広告料（掲載型・成果報酬型）や取次手数料を収受しています。ライフメディアテック事業の特徴は、取次を行う商材に拠らず、当社が提供する価値が「言語の壁による“情報の非対称性”と“サービス利用へのハードル”の解消」であるため、外部環境の変化に応じて、適切なサービスにリソースを配分できる点にあります。



(3) キャンピングカー事業

当事業は、日本国内で計28台のキャンピングカーを保有し（2024年9月時点）、訪日外国人・日本人顧客向けにレンタルを行っております。また、アメリカ・カナダ・オーストラリア・ニュージーランドでのキャンピングカーレンタルの日本人顧客向け取次を行っております。コロナ禍の収束後も海外レンタル取次における競争環境に変化はなく、コロナ前と同様の市場ポジションが維持されるものと考えております。



4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金又は 出資金 (千円)	主要な事業 の内容	議決権の所有 (又は被所有) 割合(%)	関係内容
(親会社) (株)エアトリ (注)1	東京都港区	1,789,620	オンライン旅行 事業	(被所有) 65.1	

(注) 1. 有価証券報告書の提出会社であります。

5 【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

2024年9月30日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
61 (19)	35.2	2.6	5,262

セグメントの名称	従業員数(名)
モバイルネットワーク事業	16(8)
ライフメディアテック事業	12(8)
キャンピングカー事業	3(2)
全社(共通)	30(1)
合計	61(19)

- (1) 1. 従業員数欄の(外書)は、臨時従業員の年間平均雇用人員であります。
2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
3. 全社(共通)として、記載されている従業員数は、特定のセグメントに区分できない管理部門に所属しているものであります。

(2) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係については円滑な関係にあり、特記すべき事項はありません。

第2 【事業の状況】

1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものであります。

(1) 経営方針

当社は、「また来たい、日本」をビジョンに掲げております。当社は、訪日旅行客をはじめ、日本に居住されている外国人の日本滞在における不便を解消し、より快適に日本で滞在できるよう、徹底してお客様の視点に立ったサービスプラットフォームを作り上げることで、再び日本に来たいと思える人を世界中に増やしていくことを目指しております。

(2) 経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

当社は、継続的な事業発展のため、適正な売上高を確保し、適正かつ効率的な経費の下に利益を確保していくことが重要であると考え、「売上高」「営業利益」を重要な経営指標と捉え、その向上を図る経営に努めてまいります。

より詳細な指標としては、モバイルネットワーク事業においては、Wi-Fi端末レンタルサービスの「稼働端末台数」を重要なKPIとして認識しております。Wi-Fi端末レンタルサービスは端末に関わる通信費、減価償却費等の固定費の割合が高いため、稼働端末台数の向上が、売上高と利益の向上に直結するためです。ライフメディアテック事業では、「取次件数」を重要なKPIとして認識しております。当社の企業として実現させたい価値は、外国人が感じている不便や不安を解決することであり、取次件数は最も当該価値を示す指標となっております。また、1件あたりの取次手数料は対象サービスにより変動するものの、各サービス間でのクロスセルを実施することが可能なため、取次件数の増加は売上高と利益の増加に直結するものです。キャンピングカー事業においては、特に「総レンタル日数」を重要なKPIとして認識しております。キャンピングカー事業の主な費用は車両に関連する償却費、保険料、車庫の家賃等の固定費であるため、総レンタル日数の向上が売上高と利益の向上に直結するためです。

(3) 経営環境及び中長期的な経営戦略

当社の属する業界は、2023年5月に日本国内においてCOVID-19の感染症法上の位置付けが5類へ移行したことに伴い、訪日外国人客数が急増するなどインバウンド需要の回復が顕著であります。今後は、コロナ禍前を上回るインバウンド環境の変化を受けて、訪日向けWi-Fiと海外旅行向けWi-Fiの回復を取り込みながら、在留外国人を中心とした接点を活用し、外国人が日本で感じる様々な不便さの解決に向け、事業を拡大してまいります。

具体的には、モバイルネットワーク事業及びキャンピングカー事業においては、マーケティングの強化と、より利便性の高いシステムの開発、リピーター率の向上に注力し、ライフメディアテック事業では、これらに加え、取次サービス領域の拡大にそれぞれ注力してまいります。

(4) 対処すべき課題

上記の状況を踏まえ、当社は、以下の課題について重点的に取り組んでまいります。

モバイルネットワーク事業

競合参入等によりマーケティング環境の変化に伴うコスト増加リスクを課題と捉え、クロスセルを拡充してまいります。

ライフメディアテック事業

新幹線・バスチケット手配サービスに次ぐ新規事業の開発にも邁進してまいります。

キャンピングカー事業

国内レンタルについては、収益の継続成長を目指し、マーケティング活動に注力してまいります。

全社に関わる事項その他

ア) 優秀な人材の確保

当社は、比較的少ない従業員で業務を推進しております。その核となる従業員は、高い専門性とプロフェッショナル精神が求められます。これらの能力を兼ね備えた人材の確保は、業務内容の拡大に伴って急務となっており、今後も人材の確保・育成を図ってまいります。

イ) システム技術・インフラの強化

当社の事業は、Webサイトによる商品の販売を行っております。購入者はインターネットを利用して様々なサイトを検索・閲覧しております。当社ではお客様に選ばれるサービスの提供と、そのサービスの魅力を伝えることを目的に、Webサイトの構築に取り組んでまいります。

2 【サステナビリティに関する考え方及び取組】

当社のサステナビリティに関する考え方及び取組は、次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当事業年度末現在において、当社が判断したものであります。

(1) ガバナンス

当社はサステナビリティを重要課題と認識し、取締役会の意思決定と監督のもとに事業活動を遂行しております。また、サステナビリティの具体的な推進、リスク管理については代表取締役を最高責任者として、管理本部を主管部門として取り組んでおり、必要に応じて取締役会、リスク管理委員会に報告することとしております。

(2) 戦略

人材の育成及び社内環境整備に関する方針、戦略

当社の持続的な成長や企業価値向上のためには、人材は最も重要な経営資源であり、高度な専門的知識、技能及び経験を有する、多様な人材の確保及び育成が不可欠だと考えております。そのため、自己啓発支援制度導入や、上級管理職向けなど研修内容の拡充、リモートワークやフレックスタイム制等の多様な働き方の一部導入や人材確保のための各種制度の整備等を推進しております。

今後従業員エンゲージメントサーベイの実施を予定しており、更なる社内環境整備の実現のため、現状や課題を把握し、仕事に対する充実感や満足感の向上に取り組んでまいります。

(3) リスク管理

当社は、リスク管理に関する課題や対応策を審議・承認するとともに、必要情報の共有化を図ることを目的としてリスク管理委員会を設置しております。サステナビリティに関するリスクにつきましても、当該委員会においてリスクの選別・影響度の評価をし、管理すべきリスクについてはその対応や対策について協議を行っております。取締役会は、リスク管理委員会からリスク管理の状況と対応について報告を受け、監督を行います。

(4) 指標及び目標

当社は、性別や年齢、国籍に関わらず、能力や適性に応じて、管理職への登用も含め、適材適所で配置していく方針です。人的資本に関する情報の各項目に係る目標値の設定については、当社は人数規模が比較的小さいことから、重要性も加味したうえで、現時点では定めておりません。当社の事業環境の変化や今後のトレンドを注視しながら、適切に必要な目標を定めるものとしております。

当事業年度における人的資本に関する指標は、下記のとおりであります。

指標	2024年9月期実績
従業員数	75名
女性従業員比率	50.7%
外国籍従業員比率	42.7%
外国人管理職比率	23.1%
女性管理職比率	7.7%
女性採用比率	52.0%
年次有給休暇の平均取得率	93.0%
社員一人当たり月平均残業時間	11時間59分
コンプライアンス研修受講率	100.0%

(注) 本項目については、臨時従業員を含めて算出しております。

3 【事業等のリスク】

本書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があるとして認識している主要なリスクは、以下のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、提出日現在において当社が判断したものであります。

(1) インバウンド市場の動向について（顕在化可能性：中、時期：特定時期なし、影響度：大）

当社が展開する事業が属するインバウンド市場は、近年の傾向としましては、訪日旅行客の増加により安定的に収益を確保しやすい環境が継続していると考えております。しかしながら、自然災害等の天変地異、新型コロナウイルス等の感染症の流行、国際紛争等の不測の事態により、訪日旅行客が減少し市場が縮小した場合、当社の事業及び業績に影響を与える可能性があります。一方で、新型コロナウイルス感染（COVID-19）症等の拡大に伴い、事業対象を日本在留外国人並びに国内企業に拡大することによって、仮にリスクが顕在化した場合においても、当社業績への影響を限定的なものに抑えられるよう努めております。引き続き、日本在留外国人並びに国内企業を事業対象とするサービスの拡充に努めます。

(2) 仕入条件の影響について（顕在化可能性：中、時期：特定時期なし、影響度：中）

当社のWi-Fi端末レンタルサービスでは、通信キャリア等から通信サービス及びWi-Fi端末を仕入れておりますが、当社が、従前と同様の仕入条件で更新できるという保証はありません。さらに、各通信キャリア等の事業方針の変更により、当社が従前より不利な仕入条件への変更を余儀なくされる可能性もあります。当社の通信キャリア等からの仕入条件が悪化した場合には、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。これに対応するため、既存の取引先とは、契約の基本的事項を厳守し、定期的な情報交換をすることで、緊密な関係構築に努めております。加えて、特定の仕入先への依存度が高くないよう、仕入先の拡充に努めます。

(3) 競合他社の影響について（顕在化可能性：中、時期：特定時期なし、影響度：中）

当社が事業を展開する市場では、各分野において、競合企業が存在しております。当社では、引き続き、顧客のニーズに応える商品・サービスの提供及び販売価格等において差別化を図り、競争力を維持してまいりますが、異業種からの新規参入者等を含め競合他社との競争激化による収益力の低下や、広告宣伝費の増加等により当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

一方で、以下のとおり、一定程度の参入障壁が存在し、新規参入による当社業績への影響は限定的であると考えております。

モバイルネットワーク事業

法人向けのWi-Fi端末レンタル事業者は多数存在しますが、訪日外国人をお客様として想定して多言語でWebサイトとカスタマーサポート体制を構築し、ブランドが認知されている事業者は多くありません。各言語でのWebサイト構築やカスタマーサポート体制の整備、ブランドの認知確立には一定の費用と工数が見込まれるため、一定程度の参入障壁が存在すると考えております。

ライフメディアテック事業

ライフメディアテック事業では、オウンドメディアで集客を行い、外国人向けのEコマースノウハウを活かした販促を行い、かつ自社の多言語コンシェルジュによるカスタマーサポートを実施することで、取次手数料を収受するビジネスモデルです。そのため、単なるインターネット広告業ではなく、集客から販売、アフターフォローまで一貫して行える点で、他の外国人向けのWebメディアや、外国人向けのEコマースサイト、外国人向けのコールセンターとは異なり、稀有なポジションを有していると考えられます。参入には、外国人向けオウンドメディアの構築、Eコマースノウハウの積上げ、多言語コンシェルジュの運用を行う必要があり、参入障壁は高いものと考えております。

キャンピングカー事業

日本人向けのキャンピングカーレンタルのみで参入する事業者は多数存在しますが、訪日外国人をお客様として想定して多言語でWebサイトとカスタマーサポート体制を構築し、ブランドが認知されている事業者は多くありません。各言語でのWebサイト構築やカスタマーサポート体制の整備、ブランドの認知確立には一定の費用と工数が見込まれるため、一定程度の参入障壁が存在すると考えております。

(4) 許認可等について（顕在化可能性：低、時期：特定時期なし、影響度：大）

当社は、主要事業であるモバイルネットワーク事業の運営に関し、電気通信事業法に基づき届出をしており

ます。また、ライフメディアテック事業に関して宅地建物取引業の免許と第二種旅行業の登録、キャンピングカー事業に関して自家用自動車有償貸渡業の許可と第二種旅行業の登録、全社としてプライバシーマークの付与及び古物商の営業許可を受けております。今後、関連法規の改正などによっては、各種許認可等の保持が前提となる一部のサービスを継続できなくなる可能性があります。

これに対応するため、各事業部、管理本部において関連法規の改廃等の情報収集を行うとともに、関連法規を遵守すべく顧問弁護士の指導のもと作成したマニュアル、ガイドラインを用いて、法令遵守を徹底した事業運営を行い、関連法規の改廃等に伴う許認可の取得・更新等に適時対応して参ります。

なお、主だった許認可とその取消事由は以下のようになっております。

< 許認可 >

取得・登録者名	取得年月・許認可等の名称及び所管官庁等	許認可等の内容及び有効期限	法令違反の要件及び主な許認可取消事由
株式会社 インバウンド プラットフォーム	2021年6月18日 プライバシーマーク 一般財団法人日本情報経済 社会推進協会	第10862828(02)号 日本産業規格「JISQ15001個人 情報保護マネジメントシス テム 要求事項」に適合し、 個人情報について適切な保護 措置を講ずる体制を整備して いることの認証 2025年6月17日まで(2年 間)以後2年ごとに更新	プライバシーマーク制度における欠格 事項及び判断基準に欠格事由が定めら れている
	2018年11月6日 古物商 東京都公安委員会	第303311806638号 古物営業法に規定される古物 を、業として売買又は交換す ることに対する許可 有効期限なし	偽りその他不正の手段により許可を受 けた場合、古物営業法第4条に規定さ れる欠格事由に該当する場合等に、許 可取消処分が行われることがある
	2017年2月26日 自家用自動車有償貸渡業 (許可) 国土交通省 関東運輸局	レンタカー事業者 有効期限なし	許可書記載の条件や道路運送法、貨物 自動車運送事業法、道路運送車両法に 違反した場合は許可取消となることが ある
	2024年1月4日 東京都知事登録旅行業 第2-7989号 国土交通省 観光庁	第二種旅行業 2025年5月13日まで	旅行業法第19条(登録の取消し等) 観光庁長官は、旅行業者等が次の各号 のいずれかに該当するときは、六月以 内の期間を定めて業務の全部若しくは 一部の停止を命じ、又は登録を取り消 すことができる。 1 この法律若しくはこの法律に基づ く命令又はこれらに基づく処分に違反 したとき。 2 第六条(登録の拒否)に掲げる者 に該当することとなったとき、又は登 録当時同項各号のいずれかに掲げる者 に該当していたことが判明したとき。 3 不正の手段により旅行業の登録、 第六条(登録の拒否)の有効期間の更 新の登録又は変更登録を受けたとき。
	2021年6月11日 宅地建物取引業免許 国土交通省 東京都知事	東京都知事(1)第106443号 2021年6月12日から 2026年6月11日まで(5年ご とに更新)	法人の役員又は政令で定める使用人が 免許欠格事由に該当することとなつた とき、免許を受けてから1年以内に事 業を開始せず、又は引き続いて1年以 上事業を休止したとき等に、免許取消 処分が行われることがある

< 届出 >

取得・登録者名	取得年月・許認可等の名称及び所管官庁等	許認可等の内容及び有効期限	法令違反の要件及び主な許認可取消事由
株式会社 インバウンド プラットフォーム	2017年10月23日 電気通信事業者(届出) 総務省	届出番号A-29-16030 電気通信事業者(電気通信回 線設備を設置せずに営む場 合) 有効期限なし	主な法令違反の要件 1 検閲の禁止 2 通信の秘密の保護 3 利用の公平 4 重要通信の確保 5 業務の停止等の報告

4 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

当事業年度における当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下、「経営成績等」という。）の状況の概要は次のとおりであります。

財政状態及び経営成績の状況

a 経営成績の状況

当事業年度における我が国経済は、訪日外国人数がコロナ禍前を超える水準に達し、宿泊・飲食サービス業等を中心にインバウンド市場が活性化しております。一方、継続的な為替の変動及び物価の高止まり、並びに高まる地政学的リスク等により、先行きは依然として不透明な状況が続いております。

このような状況において、当社モバイルネットワーク事業は広告宣伝活動を強化したこと等により、訪日外国人向けWi-Fi端末レンタルサービスは堅調に推移しました。また、当社の強みである外国人顧客基盤や外国人向けサービスのノウハウを活かし新規サービスの開発を進め、訪日外国人及び在留外国人の生活シーンの利便性向上や更なる収益機会の拡大に努めてまいりました。

これらの結果、当事業年度の業績は、売上高2,333,695千円(前年同期比12.3%増)、営業利益179,954千円(前年同期比46.3%減)、経常利益179,293千円(前年同期比52.4%減)、当期純利益127,148千円(前年同期比49.5%減)となりました。

当社の事業セグメントは大きく分けて3つあります。主に欧米を中心とした訪日旅行者と日本人顧客にWi-Fi端末のレンタル、及びSIMカード・eSIMの販売・取次サービスを行うモバイルネットワーク事業、日本在留外国人の生活サポートを行うライフメディアテック事業、そして、訪日旅行者と日本人顧客に対してキャンピングカーのレンタルを行うキャンピングカー事業の3事業を主に展開しています。

セグメント別の経営業績を示すと、次のとおりです。

なお、当事業年度より、報告セグメントの区分を変更しております。詳細は、「第5 経理の状況 1 財務諸表等 (1) 財務諸表 注記事項(セグメント情報等)」をご参照ください。

モバイルネットワーク事業

当事業では、Wi-Fi端末レンタルサービス、SIMカード・eSIMの販売・取次サービス、及びモバイルアクセサリーの販売を行っています。主に、訪日旅行者向けのWebサイト「Japan Wireless」、国内法人や海外旅行者向けのWebサイト「グロモバ」を運営しています。

当事業年度は、前事業年度と比較し訪日外国人及び出国日本人数の累計人数が好調に推移し増収となりました。一方で、マーケット環境の競争激化により広告宣伝費や販売手数料が増加となりました。

以上の結果、当事業年度における売上高は1,911,514千円(前年同期比4.8%増)、セグメント利益は186,187千円(前年同期比42.4%減)となりました。

ライフメディアテック事業

日本在留外国人及び訪日外国人が日本で生活・旅行する上で必要なサービスは、問い合わせ先や各種手続きがバラバラで、日本語が難しい外国人にとって時間と手間がかかります。当事業では、訪日・在留外国人向けに取次サービスを中心に行っています。主に、多言語で新幹線チケットの手配サービスを行う「Japan Bullet Train」、多言語で空港送迎を中心としたハイヤー会社への予約取次を行う「Airport Taxi」、在留外国人への海外渡航関連情報の提供、医療・検査等の手続サポート等業務を行う「Clinic Nearme」等を展開しています。

当事業年度は1月末にリリースをした新幹線チケット手配サービスが好調に推移しました。一方で、新サービス開発に係る人件費及び広告宣伝費が増加となりました。

以上の結果、当事業年度における売上高は316,342千円(前年同期比76.1%増)、セグメント損失は5,902千円(前年は20,962千円の利益)となりました。

キャンピングカー事業

キャンピングカー事業では、アウトバウンド取次(アメリカでキャンピングカーを借りる方への予約手配サービス)と国内レンタカー(日本国内でキャンピングカーを自社保有し訪日旅行者及び日本人顧客への貸出サービス)を展開しております。

当事業年度は、訪日外国人増加の影響もあり堅調に推移しました。

その結果、当事業年度における売上高は102,413千円(前年同期比42.2%増)、セグメント損失は330千円(前年は8,678千円の損失)となりました。

b 財政状態の状況

(資産)

当事業年度末における資産合計は、前事業年度末に比べ136,035千円増加し、1,957,515千円となりました。

流動資産は、前事業年度末に比べ434,925千円減少し、845,827千円となりました。これは主に、現金及び預金が594,053千円減少したこと等によります。

固定資産は、前事業年度末に比べ570,961千円増加し、1,111,687千円となりました。これは主にレンタル資産が21,106千円、ソフトウェアが117,736千円、投資有価証券が29,980千円、差入保証金が402,000千円増加したこと等によります。

(負債)

当事業年度末における負債合計は、前事業年度末に比べ19,740千円減少し、752,872千円となりました。

流動負債は、前事業年度末に比べ19,601千円増加し、577,664千円となりました。これは主に、未払法人税等が110,530千円、契約負債が43,369千円減少、及び買掛金が178,423千円増加したこと等によります。固定負債は、前事業年度末に比べ39,342千円減少し、175,208千円となりました。これは主に長期借入金が39,558千円減少したこと等によります。

(純資産)

当事業年度末における純資産合計は、前事業年度末に比べ155,775千円増加し、1,204,642千円となりました。これは、新株予約権の行使により資本金及び資本準備金がそれぞれ14,313千円、当期純利益の計上に伴い繰越利益剰余金が127,148千円増加したことによります。

キャッシュ・フローの状況

当事業年度における現金及び現金同等物(以下、「資金」という。)の当事業年度末残高は、前事業年度末に比べ594,053千円減少の609,973千円となりました。

当事業年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当事業年度において営業活動の結果得られた資金は199,920千円(前期は643,123千円の獲得)となりました。これは主に、税引前当期純利益157,096千円、減価償却費175,476千円、売掛金の増加額99,195千円、買掛金の増加額178,423千円等によるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当事業年度において投資活動の結果使用した資金は760,711千円(前期は324,091千円の使用)となりました。これは主に、有形固定資産の取得による支出165,187千円や、無形固定資産の取得による支出163,543千円、差入保証金の差入による支出402,000千円等によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当事業年度において財務活動の結果使用した資金は33,262千円(前期は363,548千円の獲得)となりました。これは、新株予約権の行使による収入28,627千円、長期借入金の返済による支出61,890千円によるものであります。

生産、受注及び販売の実績

a 生産実績

当社の行う事業は提供するサービスの性質上、生産実績の記載になじまないため、記載を省略しております。

b 受注実績

当社の行う事業は提供するサービスの性質上、受注実績の記載になじまないため、記載を省略しております。

c 販売実績

当事業年度における販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	販売高(千円)	前年同期比(%)
モバイルネットワーク事業	1,911,514	4.8
ライフメディアテック事業	316,342	76.1
キャンピングカー事業	102,413	42.2
その他	3,425	78.1
合計	2,333,695	12.3

(注) 当事業年度において、販売実績に著しい変動がありました。これは、主に訪日外国人及び出国日本人数の累計人数が好調に推移したことに伴いモバイルネットワーク事業及びキャンピングカー事業において需要が増加したため、また、ライフメディアテック事業において1月末にリリースをした新幹線チケット手配サービスが好調に推移したためです。

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、提出日現在において当社が判断したものであります。

財政状態及び経営成績の状況に関する認識及び分析・検討内容

当事業年度の財政状態及び経営成績は「第2 事業の状況 4 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 (1) 経営成績等の状況の概要」に記載したとおりです。

経営成績の分析

(売上高)

当事業年度の売上高は、前事業年度に比べて256,410千円増加し、2,333,695千円(前事業年度比12.3%増)となりました。これは、主に訪日外国人及び出国日本人数の累計人数が好調に推移したことに伴いモバイルネットワーク事業及びキャンピングカー事業において需要が増加したため、また、ライフメディアテック事業において1月末にリリースをした新幹線チケット手配サービスが好調に推移したためです。

(売上原価、売上総利益)

当事業年度の売上原価は、前事業年度に比べて83,612千円増加し、924,705千円(同9.9%増)となりました。これは主に、Wi-Fi端末及びキャンピングカー購入に伴う減価償却費が増加したことによるものであります。

その結果、売上総利益は前事業年度に比べて172,798千円増加し、1,408,989千円(同14.0%増)となりました。

(販売費及び一般管理費、営業利益)

当事業年度の販売費及び一般管理費は、前事業年度に比べて328,257千円増加し、1,229,035千円(同36.4%増)となりました。これは主に、広告宣伝費、販売手数料及び支払手数料が増加したことによるものであります。

その結果、営業利益は前事業年度と比べて155,459千円減少し、179,954千円(同46.3%減)となりました。

(営業外収益、営業外費用、経常利益)

当事業年度の営業外収益は、前事業年度に比べて51,516千円減少し、5,163千円(同90.9%減)となりました。これは主に、前事業年度に事業再構築補助金52,781千円を計上していたことによるものであります。

営業外費用は、9,533千円減少し、5,823千円(同62.1%減)となりました。これは主に、前事業年度に上場関連費用13,830千円を計上していたことによるものであります。

その結果、経常利益は前事業年度に比べて197,441千円減少し、179,293千円(同52.4%減)となりました。

(特別利益、特別損失、税引前当期純利益)

特別利益は、当事業年度、前事業年度共に計上していません。

特別損失は、当事業年度は22,196千円となりました。これは主に、減損損失19,100千円によるものであります。

その結果、税引前当期純利益は前事業年度に比べて198,963千円減少し、157,096千円(同55.9%減)となりました。

(法人税等、当期純利益)

税効果会計適用後の法人税等は、74,091千円減少し、29,948千円となりました。これは主に税引前当期純利益の減少に伴い、法人税、住民税及び事業税の減少によるものとなります。その結果、当期純利益は124,872千円減少し、127,148千円(同49.5%減)となりました。

なお、当社の経営成績に重要な影響を与える要因は、「第2 事業の状況 3 事業等のリスク」に記載のとおりです。

セグメントごとの経営成績の状況に関する認識及び分析・検討内容は「第2 事業の状況 4 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 (1) 経営成績等の状況の概要」に記載したとおりです。

キャッシュ・フローの状況の分析・検討内容並びに資本の財源及び資金の流動性に係る情報

当事業年度におけるキャッシュ・フローの状況の分析については、「第2 事業の状況 4 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 (1)経営成績等の状況の概要 キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

当社の事業活動における運転資金需要の主なものは、Wi-Fi端末レンタルサービスの通信仕入やデバイスの購入費、キャンピングカーの購入費、販売費及び一般管理費等の営業費用に加え、新規事業の開発コストによるものであります。これらの資金需要につきましては、自己資金により賄うことを基本方針としております。

重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

当社の財務諸表は、我が国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づいて作成されております。その作成には経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額及び開示に影響を与える見積りを必要とします。経営者は、これらの見積りについて過去の実績等を勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積り特有の不確実性があるため、これらの見積りと異なる場合があります。

当社の財務諸表を作成するにあたって採用する重要な会計方針につきましては、「第5 経理の状況 1 財務諸表等 (1) 財務諸表 注記事項 重要な会計方針」に記載しております。

目標とする客観的な指標等の推移

当社は、「第2 事業の状況 1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等 (2) 経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等」に記載のとおり、適正な売上高を確保し、適正かつ効率的な経費の下に利益を確保していくことを実現するために、モバイルネットワーク事業においてはWi-Fi端末レンタルサービスの「稼働端末台数」、ライフメディアテック事業においては「取次件数」、キャンピングカー事業においては「総レンタル日数」を重要指標としております。

モバイルネットワーク事業におけるWi-Fi端末レンタルサービスの稼働端末台数は、参入企業の増加など競争環境の激化により、前事業年度の193千台から当事業年度は167千台（前期比87%）となりました。

ライフメディアテック事業における取次件数は、1月末にリリースをした新幹線チケット手配サービスが好調に推移したことにより、前事業年度の27,663件から当事業年度は105,186件（前期比380%）となりました。

キャンピングカー事業における総レンタル日数は、訪日需要と海外需要における増加により、前事業年度の2,524日から当事業年度は3,308日（前期比131%）となりました。

5 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

当事業年度において実施した設備投資の総額は332,260千円で、主な投資はキャンピングカー事業におけるキャンピングカーの取得93,894千円、モバイルネットワーク事業の業務システムに係るソフトウェアの開発97,803千円、及びライフメディアテック事業の業務システムに係るソフトウェアの開発70,401千円となっております。

なお、重要な設備の除却又は売却はありません。

2 【主要な設備の状況】

2024年9月30日現在

事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	帳簿価額(千円)								従業員数 (名)		
			建物	構築物	車両運搬 具	工具、器 具及び備 品	レンタル 資産	ソフトウ エア	ソフトウ エア仮勘 定	商標権		合計	
本社 (東京都 港区)	全社(共 通)	本社 機能	39,143			6,286						45,430	30 (1)
	モバ イル ネッ トワ ーク 事業	端末 設備				0	55,538	174,260	41,275	748	271,823	16 (8)	
	ライ フメ ディ アテ ック 事業	取次 業務 設備				152		36,639	55,602		92,394	12 (8)	
船橋営業 所(千葉 県船橋 市)	キャン ピング カー 事業	配車 業務 設備	1,333	328	3,936	448	201,705	1,187			208,939	3 (2)	

(注) 1. 従業員数は就業人員数であり、臨時従業員(パートタイマー等)の年間平均雇用人員を(外書)で記載しております。

3 【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

該当事項はありません。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	12,505,600
計	12,505,600

【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (2024年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (2024年12月23日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	3,449,600	3,449,600	東京証券取引所 グロース市場	単元株式数は100株でありま す。
計	3,449,600	3,449,600		

(注) 提出日現在の発行数には、2024年12月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は、含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

1 第1回新株予約権

決議年月日	2018年9月28日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 4 当社従業員 4 (注) 7
新株予約権の数(個)	236
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 188,800 (注) 1 (注) 6
新株予約権の行使時の払込金額(円)	426 (注) 2 (注) 6
新株予約権の行使期間	2020年10月1日～2028年9月27日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 426 資本組入額 213 (注) 6
新株予約権の行使の条件	(注) 3
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 5

当事業年度の末日(2024年9月30日)における内容を記載しております。なお、提出日の前月末(2024年11月30日)現在において、これらの事項に変更はありません。

- (注) 1. 新株予約権の目的である株式の種類は当社の普通株式とし、本新株予約権1個当たりの目的である株式の数は800株とする。ただし、本新株予約権の割当日後に、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数の調整をするものとする。なお、かかる調整は、本新株予約権のうち当該時点で権利行使されていない本新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、本新株予約権の割当日後に、当社が時価を下回る価額で株式の発行若しくは自己株式の処分をする場合(新株引受権又は新株予約権の行使による場合を除く。)、株式無償割当てを行う場合、合併する場合、会社分割を行う場合、又は他社との株式交換により株式交換完全親会社となる場合、その他目的となる株式の数を調整する必要が生じた場合にも、当社は必要かつ合理的な範囲で、目的となる株式の数の調整を行うことができるものとし、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

2. 新株予約権の割当日後に、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後に、当社が時価を下回る価額で新株を発行又は自己株式の処分を行う場合(新株引受権又は新株予約権の行使による場合を除く。)は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行(処分)株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、また、自己株式を処分する場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式の数」に、「新規発行前の1株あたりの時価」を「処分前の1株あたりの時価」に、それぞれ読み替えるものとする。また、本新株予約権の割当日後に、当社が株式無償割当てを行う場合、合併する場合、会社分割を行う場合、又は他社との株式交換により株式交換完全親会社となる場合、その他行使価額を調整する必要が生じた場合にも、当社は必要かつ合理的な範囲で行使価額の調整を行うことができるものとし、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

3. 新株予約権の行使の条件

新株予約権の付与を受けた者（以下、「本新株予約権者」という。）は、新株予約権の権利を行使する時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役又は使用人であることを要する。ただし、当該地位にあった期間及びその功績を考慮して特に必要であると認められる場合は、取締役会の決議により、新株予約権の一部又は全部について、当該地位を喪失した後であっても新株予約権の行使を認めることができるものとする。

本新株予約権者に法令、当社の定款若しくは当社の社内規則に違反する重大な行為があった場合（本新株予約権者が刑事上罰すべき行為により有罪判決を受けた場合、会社法第423条の規定により当社に対して損害賠償義務を負う場合、及び懲戒解雇された場合を含むがこれらに限られない。）、又は本新株予約権の付与の目的上本新株予約権者に本新株予約権を行使させることが相当でない事由として当社の取締役会の決議により定める事由が生じた場合は、当該本新株予約権者は、以後本新株予約権を行使することができないものとする。

相続により新株予約権を取得した者が権利行使しようとするときは、当社の取締役会の承認を得るものとする。

本新株予約権者は、権利行使期間内のいずれの年においても、本新株予約権の行使に係る権利行使価額の合計が年間1,200万円を超えて、本新株予約権を行使することはできない。

当社株式が国内の証券取引所に上場されることを要する。

その他の行使の条件は、当社と本新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

4. 新株予約権の取得

新株予約権者が本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

当社が消滅会社となる合併についての合併契約、当社が分割会社となる吸収分割についての吸収分割契約若しくは新設分割についての新設分割計画、当社が株式交換完全子会社となる株式交換についての株式交換契約又は当社が株式移転完全子会社となる株式移転計画が、当社の株主総会で承認されたとき（株主総会による承認が不要な場合は、取締役会の決議がなされたとき）は、当社は、当社の取締役会の決議により別途定める日をもって、本新株予約権を無償で取得することができる。

5. 組織再編行為時における新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することができる。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

権利者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編の条件等を勘案の上、上記1に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

組織再編の条件等を勘案の上、上記2で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、前号に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式数を乗じた額とする。

新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。

権利行使の条件、取得事由、その他の新株予約権の内容

本新株予約権の内容に準じて、組織再編にかかる契約又は計画において定めるものとする。

譲渡承認について

新株予約権の譲渡について、再編対象会社が取締役会設置会社の場合は取締役会の承認を、取締役会非設置会社の場合は株主総会等の権限を有する機関の承認を要するものとする。

6. 2023年5月18日開催の取締役会決議により、2023年6月18日付で普通株式1株につき800株の割合で株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

7. 権利の行使により、当事業年度末現在においては、「付与対象者の区分及び人数」は、当社取締役4名、当社従業員2名となっております。

2 第2回新株予約権

決議年月日	2018年12月25日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 1 当社従業員 5 (注) 7
新株予約権の数(個)	2
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 1,600 (注) 1 (注) 6
新株予約権の行使時の払込金額(円)	426 (注) 2 (注) 6
新株予約権の行使期間	2021年1月1日～2028年11月25日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 426 資本組入額 213 (注) 6
新株予約権の行使の条件	(注) 3
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 5

当事業年度の末日(2024年9月30日)における内容を記載しております。なお、提出日の前月末(2024年11月30日)現在において、これらの事項に変更はありません。

- (注) 1. 新株予約権の目的である株式の種類は当社の普通株式とし、本新株予約権1個当たりの目的である株式の数は800株とする。ただし、本新株予約権の割当日後に、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数の調整をするものとする。なお、かかる調整は、本新株予約権のうち当該時点で権利行使されていない本新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、本新株予約権の割当日後に、当社が時価を下回る価額で株式の発行若しくは自己株式の処分をする場合(新株引受権又は新株予約権の行使による場合を除く。)、株式無償割当てを行う場合、合併する場合、会社分割を行う場合、又は他社との株式交換により株式交換完全親会社となる場合、その他目的となる株式の数を調整する必要が生じた場合にも、当社は必要かつ合理的な範囲で、目的となる株式の数の調整を行うことができるものとし、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

2. 新株予約権の割当日後に、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後に、当社が時価を下回る価額で新株を発行又は自己株式の処分を行う場合(新株引受権又は新株予約権の行使による場合を除く。)は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行(処分)株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、また、自己株式を処分する場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式の数」に、「新規発行前の1株あたりの時価」を「処分前の1株あたりの時価」に、それぞれ読み替えるものとする。また、本新株予約権の割当日後に、当社が株式無償割当てを行う場合、合併する場合、会社分割を行う場合、又は他社との株式交換により株式交換完全親会社となる場合、その他行使価額を調整する必要が生じた場合にも、当社は必要かつ合理的な範囲で行使価額の調整を行うことができるものとし、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

3. 新株予約権の行使の条件

新株予約権の付与を受けた者（以下、「本新株予約権者」という。）は、新株予約権の権利を行使する時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役又は使用人であることを要する。ただし、当該地位にあった期間及びその功績を考慮して特に必要であると認められる場合は、取締役会の決議により、新株予約権の一部又は全部について、当該地位を喪失した後であっても新株予約権の行使を認めることができるものとする。

本新株予約権者に法令、当社の定款若しくは当社の社内規則に違反する重大な行為があった場合（本新株予約権者が刑事上罰すべき行為により有罪判決を受けた場合、会社法第423条の規定により当社に対して損害賠償義務を負う場合、及び懲戒解雇された場合を含むがこれらに限られない。）、又は本新株予約権の付与の目的上本新株予約権者に本新株予約権を行使させることが相当でない事由として当社の取締役会の決議により定める事由が生じた場合は、当該本新株予約権者は、以後本新株予約権を行使することができないものとする。

相続により新株予約権を取得した者が権利行使しようとするときは、当社の取締役会の承認を得るものとする。

本新株予約権者は、権利行使期間内のいずれの年においても、本新株予約権の行使に係る権利行使価額の合計が年間1,200万円を超えて、本新株予約権を行使することはできない。

当社株式が国内の証券取引所に上場されることを要する。

その他の行使の条件は、当社と本新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

4. 新株予約権の取得

新株予約権者が本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

当社が消滅会社となる合併についての合併契約、当社が分割会社となる吸収分割についての吸収分割契約若しくは新設分割についての新設分割計画、当社が株式交換完全子会社となる株式交換についての株式交換契約又は当社が株式移転完全子会社となる株式移転計画が、当社の株主総会で承認されたとき（株主総会による承認が不要な場合は、取締役会の決議がなされたとき）は、当社は、当社の取締役会の決議により別途定める日をもって、本新株予約権を無償で取得することができる。

5. 組織再編行為時における新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することができる。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

権利者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編の条件等を勘案の上、上記1に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

組織再編の条件等を勘案の上、上記2で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、前号に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式数を乗じた額とする。

新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。

権利行使の条件、取得事由、その他の新株予約権の内容

本新株予約権の内容に準じて、組織再編にかかる契約又は計画において定めるものとする。

譲渡承認について

新株予約権の譲渡について、再編対象会社が取締役会設置会社の場合は取締役会の承認を、取締役会非設置会社の場合は株主総会等の権限を有する機関の承認を要するものとする。

6. 2023年5月18日開催の取締役会決議により、2023年6月18日付で普通株式1株につき800株の割合で株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

7. 権利の行使により、当事業年度末現在においては、「付与対象者の区分及び人数」は、当社従業員2名となっております。

4 第4回新株予約権

決議年月日	2020年8月28日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員 3(注)7
新株予約権の数(個)	28
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 22,400(注)1(注)6
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,788(注)2(注)6
新株予約権の行使期間	2022年8月28日～2030年8月27日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,788 資本組入額 894(注)6
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5

当事業年度の末日(2024年9月30日)における内容を記載しております。なお、提出日の前月末(2024年11月30日)現在において、これらの事項に変更はありません。

- (注)1. 新株予約権の目的である株式の種類は当社の普通株式とし、本新株予約権1個当たりの目的である株式の数は800株とする。ただし、本新株予約権の割当日後に、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数の調整をするものとする。なお、かかる調整は、本新株予約権のうち当該時点で権利行使されていない本新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、本新株予約権の割当日後に、当社が時価を下回る価額で株式の発行若しくは自己株式の処分をする場合(新株引受権又は新株予約権の行使による場合を除く。)、株式無償割当てを行う場合、合併する場合、会社分割を行う場合、又は他社との株式交換により株式交換完全親会社となる場合、その他目的となる株式の数を調整する必要が生じた場合にも、当社は必要かつ合理的な範囲で、目的となる株式の数の調整を行うことができるものとし、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

2. 新株予約権の割当日後に、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後に、当社が時価を下回る価額で新株を発行又は自己株式の処分を行う場合(新株引受権又は新株予約権の行使による場合を除く。)は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行(処分)株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、また、自己株式を処分する場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式の数」に、「新規発行前の1株あたりの時価」を「処分前の1株あたりの時価」に、それぞれ読み替えるものとする。また、本新株予約権の割当日後に、当社が株式無償割当てを行う場合、合併する場合、会社分割を行う場合、又は他社との株式交換により株式交換完全親会社となる場合、その他行使価額を調整する必要が生じた場合にも、当社は必要かつ合理的な範囲で行使価額の調整を行うことができるものとし、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

3. 新株予約権の行使の条件

新株予約権の付与を受けた者（以下、「本新株予約権者」という。）は、新株予約権の権利を行使する時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役又は使用人であることを要する。ただし、当該地位にあった期間及びその功績を考慮して特に必要であると認められる場合は、取締役会の決議により、新株予約権の一部又は全部について、当該地位を喪失した後であっても新株予約権の行使を認めることができるものとする。

本新株予約権者に法令、当社の定款若しくは当社の社内規則に違反する重大な行為があった場合（本新株予約権者が刑事上罰すべき行為により有罪判決を受けた場合、会社法第423条の規定により当社に対して損害賠償義務を負う場合、及び懲戒解雇された場合を含むがこれらに限られない。）、又は本新株予約権の付与の目的上本新株予約権者に本新株予約権を行使させることが相当でない事由として当社の取締役会の決議により定める事由が生じた場合は、当該本新株予約権者は、以後本新株予約権を行使することができないものとする。

相続により新株予約権を取得した者が権利行使しようとするときは、当社の取締役会の承認を得るものとする。

本新株予約権者は、権利行使期間内のいずれの年においても、本新株予約権の行使に係る権利行使価額の合計が年間1,200万円を超えて、本新株予約権を行使することはできない。

当社株式が国内の証券取引所に上場されることを要する。

その他の行使の条件は、当社と本新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

4. 新株予約権の取得

新株予約権者が本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

当社が消滅会社となる合併についての合併契約、当社が分割会社となる吸収分割についての吸収分割契約若しくは新設分割についての新設分割計画、当社が株式交換完全子会社となる株式交換についての株式交換契約又は当社が株式移転完全子会社となる株式移転計画が、当社の株主総会で承認されたとき（株主総会による承認が不要な場合は、取締役会の決議がなされたとき）は、当社は、当社の取締役会の決議により別途定める日をもって、本新株予約権を無償で取得することができる。

5. 組織再編行為時における新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することができる。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

権利者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編の条件等を勘案の上、上記1に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

組織再編の条件等を勘案の上、上記2で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、前号に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式数を乗じた額とする。

新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。

権利行使の条件、取得事由、その他の新株予約権の内容

本新株予約権の内容に準じて、組織再編にかかる契約又は計画において定めるものとする。

譲渡承認について

新株予約権の譲渡について、再編対象会社が取締役会設置会社の場合は取締役会の承認を、取締役会非設置会社の場合は株主総会等の権限を有する機関の承認を要するものとする。

6. 2023年5月18日開催の取締役会決議により、2023年6月18日付で普通株式1株につき800株の割合で株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

7. 権利の放棄・喪失等により、当事業年度末現在においては、「付与対象者の区分及び人数」は、当社元従業員2名となっております。

5 第5回新株予約権

決議年月日	2023年5月18日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社監査役 1 当社従業員 4 入社予定者 2(注)7
新株予約権の数(個)	24
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 19,200(注)1(注)6
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,850(注)2(注)6
新株予約権の行使期間	2023年5月19日～2030年8月27日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,850 資本組入額 925(注)6
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5

当事業年度の末日(2024年9月30日)における内容を記載しております。なお、提出日の前月末(2024年11月30日)現在において、これらの事項に変更はありません。

- (注)1. 新株予約権の目的である株式の種類は当社の普通株式とし、本新株予約権1個当たりの目的である株式の数は800株とする。ただし、本新株予約権の割当日後に、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数の調整をするものとする。なお、かかる調整は、本新株予約権のうち当該時点で権利行使されていない本新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、本新株予約権の割当日後に、当社が時価を下回る価額で株式の発行若しくは自己株式の処分をする場合(新株引受権又は新株予約権の行使による場合を除く。)、株式無償割当てを行う場合、合併する場合、会社分割を行う場合、又は他社との株式交換により株式交換完全親会社となる場合、その他目的となる株式の数を調整する必要が生じた場合にも、当社は必要かつ合理的な範囲で、目的となる株式の数の調整を行うことができるものとし、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

2. 新株予約権の割当日後に、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後に、当社が時価を下回る価額で新株を発行又は自己株式の処分を行う場合(新株引受権又は新株予約権の行使による場合を除く。)は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行(処分)株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、また、自己株式を処分する場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式の数」に、「新規発行前の1株あたりの時価」を「処分前の1株あたりの時価」に、それぞれ読み替えるものとする。また、本新株予約権の割当日後に、当社が株式無償割当てを行う場合、合併する場合、会社分割を行う場合、又は他社との株式交換により株式交換完全親会社となる場合、その他行使価額を調整する必要が生じた場合にも、当社は必要かつ合理的な範囲で行使価額の調整を行うことができるものとし、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

3. 新株予約権の行使の条件

新株予約権の付与を受けた者（以下、「本新株予約権者」という。）は、新株予約権の権利を行使する時において、当社又は当社子会社の取締役、監査役又は使用人であることを要する。ただし、当該地位にあった期間及びその功績を考慮して特に必要であると認められる場合は、取締役会の決議により、新株予約権の一部又は全部について、当該地位を喪失した後であっても新株予約権の行使を認めることができるものとする。

本新株予約権者に法令、当社の定款若しくは当社の社内規則に違反する重大な行為があった場合（本新株予約権者が刑事上罰すべき行為により有罪判決を受けた場合、会社法第423条の規定により当社に対して損害賠償義務を負う場合、及び懲戒解雇された場合を含むがこれらに限られない。）、又は本新株予約権の付与の目的上本新株予約権者に本新株予約権を行使させることが相当でない事由として当社の取締役会の決議により定める事由が生じた場合は、当該本新株予約権者は、以後本新株予約権を行使することができないものとする。

相続により新株予約権を取得した者が権利行使しようとするときは、当社の取締役会の承認を得るものとする。

当社株式が国内の証券取引所に上場されることを要する。

その他の行使の条件は、当社と本新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

4. 新株予約権の取得

新株予約権者が本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

当社が消滅会社となる合併についての合併契約、当社が分割会社となる吸収分割についての吸収分割契約若しくは新設分割についての新設分割計画、当社が株式交換完全子会社となる株式交換についての株式交換契約又は当社が株式移転完全子会社となる株式移転計画が、当社の株主総会で承認されたとき（株主総会による承認が不要な場合は、取締役会の決議がなされたとき）は、当社は、当社の取締役会の決議により別途定める日をもって、本新株予約権を無償で取得することができる。

5. 組織再編行為時における新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することができる。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

権利者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編の条件等を勘案の上、上記1に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

組織再編の条件等を勘案の上、上記2で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、前号に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式数を乗じた額とする。

新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。

権利行使の条件、取得事由、その他の新株予約権の内容

本新株予約権の内容に準じて、組織再編にかかる契約又は計画において定めるものとする。

譲渡承認について

新株予約権の譲渡について、再編対象会社が取締役会設置会社の場合は取締役会の承認を、取締役会非設置会社の場合は株主総会等の権限を有する機関の承認を要するものとする。

6. 2023年5月18日開催の取締役会決議により、2023年6月18日付で普通株式1株につき800株の割合で株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」が調整されております。

7. 入社により、当事業年度末現在においては、「付与対象者の区分及び人数」は、当社監査役1名、当社従業員6名となっております。

【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2020年8月31日 (注) 1	21	3,873	14,992	96,328	14,992	165,078
2021年9月30日 (注) 2	35	3,908	24,987	121,315	24,987	190,065
2023年6月17日 (注) 3	3,122,492	3,126,400	-	121,315	-	190,065
2023年8月29日 (注) 4	249,600	3,376,000	212,409	333,725	212,409	402,475
2023年8月30日～ 2023年9月30日 (注) 5	6,400	3,382,400	3,592	337,317	3,592	406,067
2023年10月1日～ 2024年9月30日 (注) 5	67,200	3,449,600	14,313	351,630	14,313	420,380

- (注) 1. 有償第三者割当増資 21株
 割当先 山本昌幸
 発行価格 1,427,830円
 資本組入額 713,915円
2. 有償第三者割当増資 35株
 割当先 みずほ成長支援第4号投資事業責任組合
 発行価格 1,427,830円
 資本組入額 713,915円
3. 株式分割(1:800)によるものであります。
4. 有償一般募集(ブックビルディング方式による募集)
 発行価格 1,850円
 引受価額 1,702円
 資本組入額 851円
5. 新株予約権の行使によるものであります。

(5) 【所有者別状況】

2024年9月30日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満 株式の状況 (株)
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他	計	
					個人以外	個人			
株主数 (人)		2	17	21	16	15	1,716	1,787	
所有株式数 (単元)		58	2,812	22,628	352	34	8,583	34,467	2,900
所有株式数 の割合(%)		0.17	8.16	65.65	1.02	0.10	24.90	100	

(6) 【大株主の状況】

2024年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式 (自己株式を 除く。)の 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
株式会社エアトリ	東京都港区愛宕二丁目5番1号	2,247,200	65.14
広田証券株式会社	大阪府大阪市中央区北浜一丁目1番24号	184,558	5.35
クールジャパン投資事業有限責任組合	京都府京都市中京区烏丸通錦小路上る手洗水町659番	87,000	2.52
菅原 洋	東京都港区	47,400	1.37
株式会社SBI証券	東京都港区六本木一丁目6番1号	29,800	0.86
王 伸	埼玉県戸田市	28,000	0.81
小池 克昌	東京都中央区	18,000	0.52
中野 隆一	東京都荒川区	15,300	0.44
楽天証券株式会社	東京都港区南青山二丁目6番21号	14,000	0.41
SMB C日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号	13,900	0.40
計		2,685,158	77.84

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

2024年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式		
完全議決権株式(その他)	普通株式 3,446,700	34,467	
単元未満株式	普通株式 2,900		
発行済株式総数	3,449,600		
総株主の議決権		34,467	

【自己株式等】

該当事項はありません。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 該当事項はありません。

- (1) 【株主総会決議による取得の状況】
該当事項はありません。
- (2) 【取締役会決議による取得の状況】
該当事項はありません。
- (3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】
該当事項はありません。
- (4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】
該当事項はありません。

3 【配当政策】

当社は、設立以来配当を実施した実績はありませんが、株主に対する利益還元も重要な経営課題として認識しております。現在当社は成長過程にあると認識しており、内部留保の充実を図り、収益力強化や事業基盤整備のための投資に充当することにより、なお一層の事業拡大を目指すことが、将来において安定的かつ継続的な利益還元につながるものと考えております。将来的には各期の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況を勘案した上で株主に対して利益還元を実施していく方針ではありますが、現時点において配当実施の可能性及びその時期等については未定であります。

なお、剰余金の配当を行う場合は、年1回の期末配当を基本方針としており、配当の決定機関は取締役会となっております。

4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社では、事業環境の変化に迅速に対応した意思決定、永続的な事業展開並びにステークホルダー（利害関係者）からの信頼獲得を重要な経営課題と位置付け、経営の健全性・透明性・効率性を高めるために、コーポレート・ガバナンス体制の強化、コンプライアンスの徹底とディスクロージャー（情報開示）の適時・適切性を重視し全社を挙げて取り組んでおります。

まず、会社法規程の趣旨に沿って社外から取締役及び監査役を採用することで、今後の事業拡充の局面にあっても継続的に経営の監督機能を確保できる体制を推進します。

また、金融商品取引法で要求されている財務報告のみならず幅広いディスクロージャー（情報開示）の信頼性と透明性についても、良好な内部統制の枠組みの下で、株主、投資家をはじめとするあらゆるステークホルダーに対する迅速かつ正確な情報開示と説明責任を果たすことに努めます。

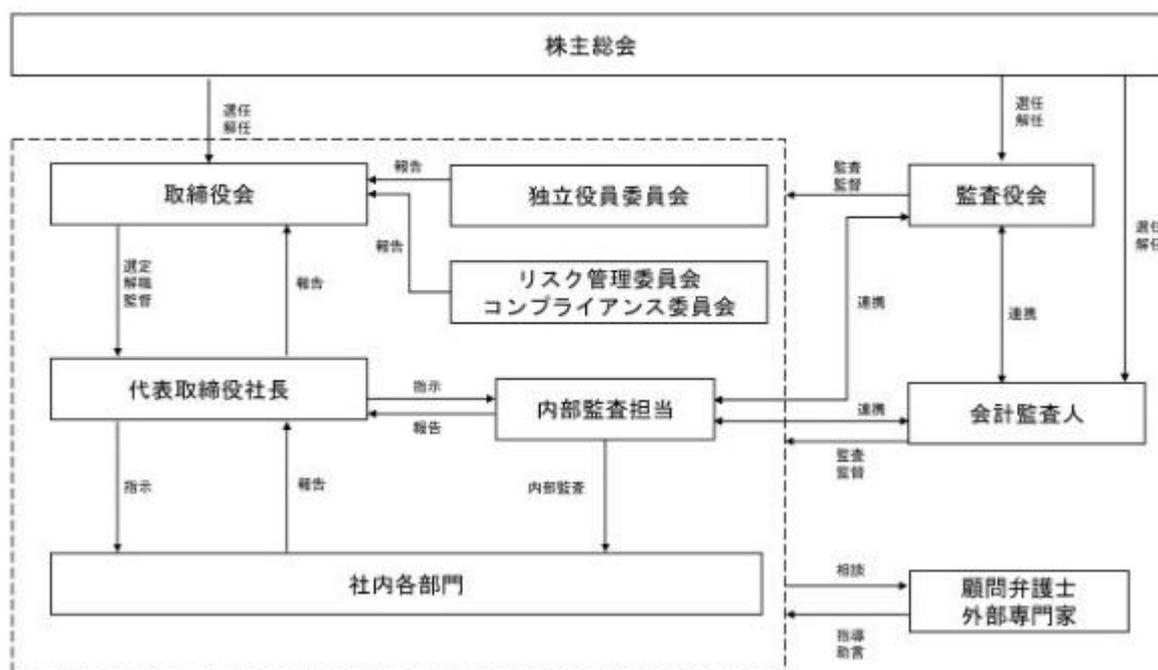
さらに、重要な経営判断に際しては、必要に応じて法律事務所や税理士法人等の専門家のアドバイスを随時受けて、経営に法律・会計・税務面のコントロール機能が働くようにしております。

企業統治の体制の概要及び当該企業統治の体制を採用する理由

a. 企業統治の体制の概要

当社においては、独立した内部監査担当や監査役会の設置に加えて、社外取締役や社外監査役を選任することで社外の視点を取り入れた実効性のあるコーポレート・ガバナンス体制を構築しています。

当社の企業統治の体制と各機関等の内容は、以下のとおりであります。



(取締役会)

当社の経営の意思決定及び取締役の職務執行状況の監督・管理を行う機関である取締役会は、代表取締役社長をはじめとした取締役6名で構成されており、経営監督機能の強化を図るため、うち3名を社外取締役として選任しております。

なお、取締役会は原則として月1回開催しており、取締役会規程に基づいて経営並びに業務執行に関する決定・報告が行われております。

また、別途必要に応じて機動的に臨時取締役会を開催しております。取締役会に付議される事項は、事前に管理本部によってとりまとめられ、必要に応じて補足資料を補充するなど取締役会の機動的な運営に努めております。

(監査役会)

当社は、2020年9月より監査役会制度を採用しており、監査役会は、常勤監査役1名と非常勤監査役2名で構成されており、全員が社外監査役であります。監査役会は、監査役会規程に基づいて、原則として月1回開催するほか、必要に応じて臨時監査役会を開催し、監査計画の策定、監査実施状況等監査に必要な情報の共有を図っております。

監査役が、原則として取締役会その他の重要会議にも出席して必要に応じて意見を述べることで、取締役会等の運営及び取締役の職務執行に関わる経営の監視機能の充実化が図られております。また、業務状況の確認を通じ、取締役の職務執行の状況を監査しております。なお、監査役は会計監査人及び内部監査責任者と緊密な連携を保ちながら、情報交換を行い、相互の連携を深めて、監査の実効性と効率性の向上を目指しております。

(独立役員委員会)

独立役員委員会は、社外取締役3名及び社外監査役3名のみで構成されております。独立役員は、関連当事者との取引の妥当性、各取締役への取締役報酬の分配の適正性、取締役及び監査役の選任の妥当性、経営者不正の兆候等について、取締役会で決議される前に独立役員委員会にて審議・検討を行い、その結果を取締役に報告しております。なお、取締役会では、当該独立役員委員会での審議・検討による意見を最大限尊重した上で、関係する議題の決議を行っております。

(リスク管理委員会及びコンプライアンス委員会)

リスク管理委員会及びコンプライアンス委員会は、代表取締役社長を委員長とし、原則、四半期毎に開催するほか、必要に応じて臨時に開催しております。各委員会には、代表取締役、常勤取締役、常勤監査役、執行役員、事業部長及び室長が参加し、リスク管理及びコンプライアンスに関連する事象の発生状況について確認を行い、必要に応じて対応策等を議論しております。

(内部監査)

当社の内部監査担当及び監査役は、監査法人と適時に情報交換を行い、内部監査及び業務監査に関わる監査方法や監査結果の妥当性などを確認しております。

当社には、内部監査専門の組織はございませんが、代表取締役社長より指名された独立した内部監査担当を設置しており、内部監査は、内部監査担当者3名が実施しております。なお、内部監査担当者の監査は、管理本部の担当者が実施しております。内部監査担当者は監査計画を策定し、基本的には事業年度ごとのローテーションにより各組織の監査を実施しております。内部監査担当者は、監査役会及び監査法人との連携の下に、内部統制の状況等について意見交換を行いながら監査を実施し、被監査部門である各組織の監査結果並びに改善点につきましては、内部監査担当者から代表取締役社長に対して報告書を提出しております。当該報告に基づき、代表取締役社長から改善などの指示がある場合には、内部監査担当者は速やかに被監査部門組織の責任者に対してその旨文書で通知いたします。その後の改善状況につきましては、被監査部門である各組織の責任者が、指定期限までに内部監査担当者を経由して代表取締役社長に改善状況に関する報告書を提出し、適切な時期に内部監査担当者がフォローアップ監査を行います。

(会計監査人)

当社は、三優監査法人と監査契約を締結し、適時適切な監査が実施されております。

なお、当社と同監査法人及び当社の監査に従事する同監査法人の業務執行社員との間には公認会計士法

の規定により記載すべき利害関係はありません。

(取締役会、監査役会、独立役員委員会の構成員)

機関ごとの構成員は以下のとおりであります。(は議長・委員長、 は構成員)

役職名	氏名	取締役会	監査役会	独立役員委員会
代表取締役社長	王 伸			
取締役	武原 等			
取締役CFO	弓場 肇			
取締役 (社外取締役)	古我 知史			
取締役 (社外取締役)	菅原 洋			
取締役 (社外取締役)	宇尾野 彰大			
常勤監査役 (社外監査役)	三刀屋 淳			
監査役 (社外監査役)	生田目 克			
監査役 (社外監査役)	三神 拓也			

b. 当該体制を採用する理由

当社は、経営の透明性・健全性の確保、経営環境の変化に迅速に対応するため、現在の体制を採用しております。

企業統治に関するその他の事項

(内部統制システムの整備状況)

当社では、会社法及び会社法施行規則に基づき、業務の適正性を確保するための体制整備の基本方針を以下のよう
に定めています。この方針は、2019年9月開催の取締役会において「内部統制システムに関する基本方針」とし
て決議されました。その概要は以下のとおりです。

1. 当社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
法令遵守を企業活動の前提と位置付け、すべての取締役及び使用人に対しコンプライアンス意識の周知徹底と
これに準拠した行動の実践を積極的に推進する。
コンプライアンス規程を制定し、全社的なコンプライアンス態勢の整備及び問題点の把握に努め、適時、取締
役会及び監査役へ報告する。また、当社は、取締役及び使用人へのコンプライアンス研修・啓発を定期的
に実施していくとともに、内部通報制度を整備する。
コンプライアンスに関する内部監査あるいはモニタリングを実施する体制・仕組みを整備し運用する。
市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力による不当要求に対しては、組織全体として毅然とした態
度で対応し、反社会的勢力とは取引関係その他一切の関係を持たない体制を整備する。
2. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
取締役の職務の執行に係る情報は文書管理規程等に従い、文書又は電磁媒体に記録し保存する。
文書の保存、管理、廃棄は文書ごとに管理部門を定め、保存期限は文書管理規程による。
3. 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
社内の総合的なリスク管理を推進するため、リスク管理に必要な社内規則類やマニュアルを整備する。
企業価値を毀損しかねない事態が発生した場合には、リスク管理委員会及びコンプライアンス委員会が速やか
にその情報を集約し、取締役会に報告する。
機密情報の管理徹底と個人情報の適切な保護を行うため、その重要性及び取扱い方法の浸透・徹底を図るため
研修及び啓発を実施する。
4. 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
取締役会は定款及び取締役会規程に基づき運営し、定時開催の他、必要に応じて臨時に開催する。
事業計画を定め、達成すべき目標を明確にし、定期的（月次、四半期、半期、年間）に進捗を確認の上、必要
な対策や見直しを行う。
経営上及び業務執行上の重要事項について、適宜協議・検討を行う。
5. 当社並びに親会社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
当社の業務の適正を確保するため、グループ間取引の適正性に配慮し、当社の利益を毀損しないよう、適宜取
締役会による承認又は取締役会への報告を行うものとする。
6. 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
監査役からその職務を補助すべき使用人を置くことを求められた場合、監査職務を円滑に遂行するために適切
な使用人を配置する。
7. 第6項の当該使用人と取締役の独立性に関する事項
当該使用人と取締役の独立性を確保するために、監査役は当該使用人の人事について事前に報告を受け、必要
に応じて変更を申し入れることができる。
8. 第6項の当該使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項
監査役は職務を補助すべき当該使用人は、監査役の指揮命令に従い、監査が効率的に遂行できるよう協力す
る。
9. 当社の取締役及び使用人、又はこれらの者から報告を受けたものが監査役に報告をするための体制
当社の取締役及び使用人は監査役に対して、法定の事項に加え全社的に重大な影響を及ぼす事項、内部監査の
実施状況、内部通報制度による通報状況及びその内容を速やかに報告する。
10. 第9項の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
前項の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないように、適正な運用体制を整
備する。
11. 当社の監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる
費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払又は支出した費用等の償還、負担した債務の弁済を請求し
たときは、その費用等が監査役がその職務の執行について生じたものでないことを証明できる場合を除き、これに

じるものとする。

12. その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役が社内の重要な会議に出席する機会、取締役及び重要な使用人からヒアリングする機会を確保するとともに、代表取締役、監査法人それぞれとの間で定期的に意見交換会を開催する。

会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事項やコンプライアンスに関する事項、内部監査の結果等を適時、監査役へ報告する。

取締役又は使用人は、監査役規則に基づく監査活動が、実効的に行われることに協力する。

(リスク管理及びコンプライアンス体制について)

当社では、代表取締役社長を委員長とし、常勤取締役、常勤監査役、執行役員、事業部長及び室長を構成員としたリスク管理委員会及びコンプライアンス委員会を設置し、原則四半期に一度の頻度で開催しております。また、「リスク管理規程」及び「コンプライアンス規程」を定め、適切なリスクの管理・運営及び法令遵守のための体制構築を図っております。

(取締役の定数)

当社の取締役は10名以内とする旨を定款に定めております。

(取締役の選解任の決議要件)

当社は、取締役の選任決議については、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び選任決議は累積投票によらない旨を定めております。また、取締役の解任決議について、会社法第341条に基づき、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行われます。

(株主総会の特別決議要件)

当社は、株主総会の円滑な運営を行うことを目的として、会社法第309条第2項に定める特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款で定めております。

(取締役及び監査役の責任免除)

当社は、職務の遂行にあたり期待される役割を十分に発揮できるようにするため、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）及び監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる旨定款で定めております。

また、当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役である者を除く。）及び監査役との間に、損害賠償責任について法令が規定する額を限度とする契約を締結することができる旨を定款で定めております。

(責任限定契約の内容の概要)

当社は、会社法第427条第1項に基づき、業務執行取締役等でない取締役及び監査役との間において、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該業務執行取締役等でない取締役及び監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

(役員等賠償責任保険契約の内容の概要)

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社と締結しており、被保険者である取締役がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。保険料は全額当社が負担しております。なお、贈収賄などの犯罪行為や意図的に違法行為を行った役員自身の損害等は補償対象外とすることにより、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じております。

(剰余金の配当)

当社は、株主への機動的な利益還元を可能にすることを目的として、剰余金の配当等会社法第459条第1項に定め

る事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることとする旨を定款で定めております。

(中間配当)

当社は、株主への機動的な利益還元を可能にすることを目的として、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって毎年3月31日を基準日として中間配当を行うことができる旨を定款で定めております。

(自己株式の取得)

当社は、自己の株式の取得について、経済情勢の変化に対応して財務政策等の経営諸施策を機動的に遂行することを可能とするため、会社法第165条第2項の規定に基づき、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨を定款で定めております。

取締役会の活動状況

当事業年度(2024年9月期)における取締役会の開催状況及び個々の取締役の出席状況については以下のとおりであります。

氏名	開催回数	出席回数
王 伸	18回	18回
原 隆之(注1)	4回	4回
武原 等	18回	18回
古我 知史	18回	18回
菅原 洋	18回	18回
宇尾野 彰大	18回	18回

(注1) 2023年12月21日開催の定時株主総会で退任するまでの回数を記載しております。

取締役会における主な検討事項は、当事業年度における事業計画の進捗状況、翌事業年度における経営方針及び事業計画の策定、コーポレート・ガバナンスの強化その他法令及び定款に定められた事項等であります。

独立役員委員会の活動状況

当事業年度(2024年9月期)における独立役員委員会の開催状況及び個々の取締役の出席状況については以下のとおりであります。

氏名	開催回数	出席回数
古我 知史	4回	4回
菅原 洋	4回	4回
宇尾野 彰大	4回	4回
宮川 竜一	4回	4回
生田目 克	4回	4回
三神 拓也	4回	4回

独立役員委員会における主な検討事項は、各取締役への取締役報酬の分配の適正性、取締役及び監査役の選任の妥当性その他法令遵守に関する一切の事項等であります。

(2) 【役員の状況】

役員一覧

男性 9名 女性 0名(役員のうち女性の比率 0%)

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
代表取締役社長	王 伸	1987年4月11日	2010年4月 2013年9月 2014年11月 2015年4月 2016年8月 2016年12月 2018年8月	税理士法人トーマツ 移転価格戦略コンサルティング入社 KPMG税理士法人 国際事業アドバイザー入社 株式会社エボラブルアジア(現株式会社エアトリ)経営企画室室長就任 株式会社エボラブルアジア(現株式会社エアトリ)執行役員就任 当社取締役就任 株式会社エボラブルアジア(現株式会社エアトリ)取締役就任 当社代表取締役社長就任(現任)	(注)3	28,000
取締役	武原 等	1958年10月8日	1993年1月 2014年7月 2015年10月 2018年8月	株式会社アップルホテルズ(現株式会社アップルワールド)取締役就任 株式会社アップルワールド常務執行役員就任 当社代表取締役社長就任 当社取締役就任(現任)	(注)3	
取締役CFO	弓場 肇	1978年3月10日	2004年9月 2008年2月 2013年2月 2015年7月 2020年1月 2023年7月 2023年12月 2024年12月	ベリリングポイント(株)(現PwCコンサルティング合同会社)入社 SBIホールディングス(株)入社 アビームコンサルティング(株)入社 (株)アバント入社(現(株)アバントグループ) (株)トレタ執行役員兼管理部長就任 当社管理部部长代理就任 当社執行役員CFO就任 当社取締役CFO就任(現任)	(注)3	
取締役	古我 知史	1959年3月9日	1981年4月 1989年6月 1993年9月 1995年3月 1998年3月 2003年9月 2011年3月 2012年4月 2016年7月 2018年6月 2018年8月 2019年1月 2019年4月	Monsanto Japan Ltd.入社 Citibank N.A.入社 ウィルコムズ有限公司 取締役就任(現任) Mckinsey & Company Inc.入社 ウィルキャピタルマネジメント株式会社 代表取締役就任(現任) 株式会社Too 社外取締役就任(現任) 株式会社チームクールジャパン 代表取締役就任(現任) 龍谷大学経済学部 客員教授就任(現任) 一般社団法人日本生物化学研究所 評議員就任(現任) 株式会社セルム 非常勤取締役就任(現任) 当社社外取締役就任(現任) アリストテレスパートナーズ株式会社 代表取締役社長就任(現任) 県立広島大学大学院客員教授(現任)	(注)3	94,200

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
取締役	菅原 洋	1970年3月13日	1997年10月 2000年10月 2006年2月 2010年6月 2012年3月 2012年6月 2013年10月 2018年8月	中央監査法人国際部入所 監査法人トーマツ入所 ウィルキャピタルマネジメント株式会社 ヴァイスプレジデント就任 大塚ホールディングス株式会社 社外監査役就任(現任) 株式会社チームクールジャパン 取締役就任 大塚製菓株式会社 監査役就任(現任) 日本駐車場開発株式会社 社外取締役就任 当社社外取締役就任(現任)	(注)3	47,400
取締役	宇尾野 彰大	1986年6月26日	2009年4月 2012年12月 2016年3月 2018年4月 2019年5月 2019年7月 2023年4月 2023年7月	株式会社リクルート入社 株式会社リクルートマーケティングパートナーズへ転籍 株式会社トライフォート入社 株式会社ユーザベース入社 合同会社事業人 代表社員就任(現任) 株式会社ニューズピックスへ転籍 株式会社事業人 代表取締役就任(現任) 当社社外取締役就任(現任)	(注)3	
常勤監査役	三刀屋 淳	1966年1月11日	1992年10月 2018年6月 2019年3月 2022年4月 2024年12月	青山監査法人(現PwC Japan有限責任監査法人)入所 三刀屋公認会計士事務所所長(現任) 沖縄ケーブルネットワーク株式会社 監査役(現任) 公立大学法人沖縄県立看護大学監事(現任) 当社監査役就任(現任)	(注)4	
監査役	生田目 克	1955年8月14日	2019年6月 2020年3月 2020年9月 2022年3月 2023年3月	富士紡ホールディングス株式会社 社外監査役就任 株式会社アウトソーシング 監査等委員である取締役に就任 当社監査役就任(現任) 株式会社アウトソーシング 社外取締役(常勤監査等委員)就任 株式会社アウトソーシング 社外取締役	(注)5	
監査役	三神 拓也	1981年3月7日	2018年1月 2020年9月	三神拓也公認会計士事務所 設立 当社監査役就任(現任)	(注)5	
計						169,600

- (注) 1. 取締役古我知史氏、菅原洋氏、宇尾野彰大氏は、社外取締役であります。
2. 監査役三刀屋淳氏、生田目克氏、三神拓也氏は、社外監査役であります。
3. 取締役の任期は、2024年9月期に係る定時株主総会終結の時から2025年9月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
4. 監査役である三刀屋淳氏の任期は、2024年9月期に係る定時株主総会終結の時から2027年9月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
5. 監査役である生田目克氏及び三神拓也氏の任期は、2023年5月18日開催の臨時株主総会終結の時から2026年9月期に係る定時株主総会終結の時までであります。

社外役員の状況

当社の社外取締役は3名、社外監査役は3名であります。

当社は、社外取締役及び社外監査役を選任するための当社からの独立性に関する基準及び方針は定めておりませんが、選任にあたっては株式会社東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員の独立性に関する判断基準等を参考とし、検討を行っております。

社外取締役古我知史は、複数の企業の役員経験があり、会社経営において豊富な知見と幅広い経験を有していることから、その知識・経験に基づいた当社の経営に対する監督・意見を期待して選任しております。なお、同氏が総株主の議決権の過半数を所有している会社を通じ、当社の普通株式94,200株を間接的に所有しており、同氏が当社の新株予約権7個（普通株式5,600株）を所有しております。当社と同氏の間にはそれ以外に人的関係、取引関係及びその他の利害関係はありません。

社外取締役菅原洋は、当社以外の上場会社の取締役及び監査役の経験があり、会社経営において豊富な知見と幅広い経験を有していることから、その知識・経験に基づいた当社の経営に対する監督・意見を期待して選任しております。なお、同氏は、当社の普通株式47,400株及び新株予約権7個（5,600株）を所有しております。当社と同氏の間にはそれ以外に人的関係、取引関係及びその他の利害関係はありません。

社外取締役宇尾野彰大は、上場企業等での人事、事業開発、企画等に関する、多種多様で専門的な知識・経験等を有しており、これらを当社の経営に生かしていただくことを期待して選任しております。当社と同氏の間には、人的関係、取引関係及びその他の利害関係はありません。

社外監査役三刀屋淳は、長年監査法人に勤務し、近年では地方自治体の委員を務めるなど、財務・会計のみならず地方自治体に関する様々な経験や知見を有していることから、これらの豊富な経験及び高度な知見に基づいた当社経営に対する監督・意見を期待して選任しております。同氏と当社との間には、人的関係、取引関係及びその他の利害関係はありません。

社外監査役生田目克は、複数の企業での監査役としての経験があり、監査役としての高い知見・経験を有していることから、その知識・経験に基づいた当社の経営に対する監督・意見を期待して選任しております。なお、同氏と当社との間には、人的関係、取引関係及びその他の利害関係はありません。

社外監査役三神拓也は、公認会計士として財務会計に関する幅広い見識と豊富な経験とを有しており、かかる知識及び経験に基づいた当社経営に関する監督及び意見を期待して選任しております。なお、同氏と当社との間には、人的関係、取引関係及びその他の利害関係はありません。

社外取締役又は社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

社外取締役及び社外監査役は、取締役会に出席するほか各種会議に出席し、中立的・専門的な観点から意見を述べております。また、社外監査役は監査役会における監査役間での情報・意見交換、内部監査担当者及び会計監査人との連携により、監査の有効性及び効率性を高めております。

(3) 【監査の状況】

監査役監査の状況

当社の監査役会は、常勤監査役1名、非常勤監査役2名の合計3名で構成され、監査役監査については、監査計画に基づき、取締役会への出席、実地監査、取締役又は使用人への意見聴取を行っております。各監査役は、定められた業務分担に基づき監査を行い、原則として月1回開催される監査役会において情報共有を図っております。さらに、内部監査担当者及び会計監査人と定期的にミーティングを実施するなど、連携を密にして、監査の実効性と効率性の向上を図っております。

また、常勤の監査役の活動として、取締役会等への出席、代表取締役との意見交換、事業報告・計算書類の監査、その他会議体への参加、その他重要決裁書類の閲覧、取締役等からの報告聴取等であります。

なお、常勤監査役の三刀屋淳氏及び非常勤監査役の三神拓也氏は、公認会計士の資格を有し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

当事業年度においては、当社は監査役会を合計13回開催しており、個々の監査役の出席状況は次のとおりです。

氏名	開催回数	出席回数
宮川 竜一	13	13
生田目 克	13	13
三神 拓也	13	13

内部監査の状況

当社の内部監査については、内部監査担当者3名が担当しております。内部監査は、当社が定める内部監査規程に基づき、内部監査計画を策定し、代表取締役社長の承認を得た上で、内部監査を全部署に対して実施し、監査結果を代表取締役社長に報告する体制となっております。内部監査は、当社の業務運営及び財産管理の実態を調査し、法令、定款及び諸規程への準拠性を確かめ、会社財産の保全、業務運営の適正性の確保を図り、もって経営の合理化と業務効率向上に資することを基本方針として実施しております。なお、内部監査責任者は、監査役及び会計監査人ともそれぞれ独立した監査を実施しつつも、情報交換を積極的に行うことにより、相互連携による効率性の向上を図っております。

会計監査の状況

a 監査法人の名称

三優監査法人

b 継続監査期間

4年間

c 業務を執行した公認会計士

米林 喜一

川村 啓文

d 監査業務に係る補助者の構成

公認会計士6名、その他3名であります。

e 監査法人の選定方針と理由

当社は、会計監査は、監査品質の維持・向上を図りつつ効率的に行われることが重要であると考えております。会計監査人の候補の選任に際しては、監査役会は、この基本的な考え方をもとに、会計監査人の独立性・専門性、会計監査人による監査活動の適切性・妥当性を評価項目として会計監査人を評価し、監査役会の決議を経て株主総会に付議することとしております。

なお、監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

f 監査役及び監査役会による監査法人の評価

当社の監査役及び監査役会は、「会計監査人の評価及び選定基準策定に関する監査役等の実務指針」(公益社団法人日本監査役協会)に基づき、監査法人に対して評価を行っております。

監査報酬の内容等

a 監査公認会計士等に対する報酬の内容

前事業年度		当事業年度	
監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)
20,160		20,000	1,000

当事業年度における、当社の非監査業務の内容は、新規上場に係るコンフォートレター作成業務です。

b 監査公認会計士等と同一のネットワークに対する報酬(aを除く)

該当事項はありません。

c その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

該当事項はありません。

d 監査報酬の決定方針

当社は、監査公認会計士等に対する監査報酬の決定方針については、監査時間の見積りに基づく監査報酬を基に、当該監査公認会計士等と協議を行い、監査役会の同意を得た上で監査報酬を決定しております。

e 監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

取締役会が提案した会計監査人に対する報酬等に対して、当社の監査役会が会社法第399条第1項の同意をした理由は、監査公認会計士等の監査時間及び監査報酬の推移並びに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、当事業年度の監査計画及び報酬見積りの算出根拠などが適切であると判断したためであります。

(4) 【役員の報酬等】

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

a. 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の内容及び決定方針

当社は、取締役の個人別の報酬等に係る決定方針については、2020年12月17日開催の取締役会決議において、役員報酬規程が制定されており、役員報酬規程において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を策定しております。その概要は、取締役の報酬は、従業員給与とのバランス、役員報酬の世間水準及び経営内容を参考にした適正な水準とすることを基本方針としています。

当社の取締役の報酬は基本報酬のみで構成されており、基本報酬は、月額固定報酬を原則とし、当社の業績や貢献度、役位、職責等に応じて、経済や社会の情勢、他社の動向等を踏まえ、役員報酬規程の定めに基づき、株主総会で承認を受けた報酬総額の範囲内において、独立役員委員会の意見を踏まえて、取締役会決議による委任に基づき代表取締役社長が決定しております。

なお、取締役会は、当事業年度に係る個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が、2020年12月17日開催の取締役会において決議された決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

また、監査役の個人別の報酬額は、監査役会の協議により決定しております。

b. 役員報酬等の額等の決定の役職ごとの方針及び取締役の個人別の報酬等の決定方針等

役員報酬等の額等の決定の役職ごとの方針及び個人別の報酬等については、常勤取締役の報酬は、原則として従業員給与の最高額を基準とし、役員報酬規程により定められた役位別の倍率を乗じた金額を上限として決定する方針としています。非常勤取締役の報酬については、従業員給与とのバランス、役員報酬の世間水準及び経営内容、その役員の会社への貢献度及び社会的地位、就任の事情などを考慮して決定する方針としています。

また、監査役の個人別の報酬額は、監査役会の協議により決定しております。

c. 役員の報酬等に関する株主総会決議があるときの、当該株主総会の決議年月日及び当該決議の内容

当社の取締役（社外取締役をふくむ）の報酬総額限度額は、2018年9月28日開催の定時株主総会において年額3億円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は4名です。

また、当社の監査役（社外監査役を含む）の報酬限度額は、2018年9月28日開催の定時株主総会において年額500万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は1名です。

d. 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の決定権限を有する者の氏名又は名称、その権限の内容及び裁量の範囲

当社の取締役の報酬等の額の決定に関する方針の決定権限を有する者は、独立役員委員会の意見を踏まえて、取締役会により委任された代表取締役社長王伸です。同氏は、2018年9月28日開催の定時株主総会で決議された報酬限度額の範囲内において、取締役の個人別の報酬額を決定しております。その権限の内容は各取締役の役員報酬の額を当社の定める方針に基づき決定することであり、権限を委任した理由は、同氏が当社の経営を主導してきた豊富な経験と深い知見を有し、当社の経営状態を最も熟知した上で当社全体の事業運営状況、業績等を俯瞰し、総合的に各取締役の役員報酬を決定するのに最も適していると判断したためです。

なお、当社の取締役会の役員構成は、取締役6名のうち独立社外取締役が3名で、監査役3名が全員独立社外監査役であり、これらの者から構成される独立役員委員会においては、いずれも独立客観的な立場から取締役の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の決定権限の委任に関しても十分な協議を経ており、また、取締役会においても独立・客観的な立場から取締役会にて積極的に意見を述べて、十分な審議を経ております。

e. 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関与する委員会等が存在する場合、その手続きの概要

役員報酬等の額又はその算定方法の決定に関与する委員会については、当社の独立役員から構成される独立役員委員会が存在しております。当社は、取締役の報酬等の額の決定方法を取締役会にて審議及び決議する前に、同委員会に対して、取締役の報酬等の額の決定方法に関する意見を諮問し、同委員会の委員から独立客観的な立場で意見を聴取し、その内容を取締役会で報告の上で、取締役の報酬等の額の決定方法を取締役会にて審議及び決議しております。

g. 当事業年度の役員報酬等の額の決定過程における取締役会及び委員会等の活動内容

当事業年度の取締役の報酬等の額については、取締役の報酬等の決定方法を独立役員委員会に諮問の上、同委員会の意見を踏まえた上で、取締役会の決議により代表取締役社長に一任して決定いたしました。また、監査役の報酬については、監査役の協議にて決定いたしました。

役員の報酬等

a. 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

2024年9月30日現在

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			対象となる 役員の員数 (名)
		固定報酬	業績連動報酬	退職慰労金	
取締役 (社外取締役を除く)	25,752	25,752			3
監査役 (社外監査役を除く)					
社外役員	19,066	19,066			6

(注) 監査役は、すべて社外役員であります。

b. 役員ごとの報酬等の総額等

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

c. 使用人兼務役員の使用人分給与のうち重要なもの

該当事項はありません。

(5) 【株式の保有状況】

投資株式の区分の基準の考え方

当社は、保有目的が純投資目的の株式投資及び純投資目的以外の目的の株式投資の区分について、株式の価値変動又は株式に係る配当によって利益を受けることを目的とする純投資目的の株式を投資株式とし、それ以外の株式を純投資目的以外の投資株式と区分しております。

保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

a. 保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

当社は、保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式について、投資先企業との関係維持・強化や業界の動向把握・情報収集等、当社の戦略上重要な目的を有するかどうかを検討し、総合的に判断いたします。また、当該方針に基づき継続保有すべきか否かについて検討いたします。

b. 銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(千円)
非上場株式	2	29,980
非上場株式以外の株式		

(当事業年度において株式数が増加した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の増加に係る取得 価額の合計額(千円)	株式数の増加の理由
非上場株式	2	29,980	新たな業務提携に伴う株式の取得
非上場株式以外の株式			

(当事業年度において株式数が減少した銘柄)

該当事項はありません。

保有目的が純投資目的である投資株式

該当事項はありません。

第5 【経理の状況】

1．財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度(2023年10月1日から2024年9月30日まで)の財務諸表について、三優監査法人の監査を受けております。

3．連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、連結財務諸表を作成しておりません。

4．財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、会計基準設定主体や会計に関する専門機関から得られる情報を用いながら、会計基準等の内容を適切に把握し、会計基準等の変更等についての確に対応できる体制を構築・整備しています。

また、会計基準設定主体や会計に関する専門機関が実施する研修への参加等を行っています。

1 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2023年9月30日)	当事業年度 (2024年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,204,026	609,973
売掛金	2 42,799	2 141,995
商品	7,998	15,157
貯蔵品	4,804	8,636
前払費用	20,847	35,958
その他	276	34,105
流動資産合計	1,280,753	845,827
固定資産		
有形固定資産		
建物（純額）	1 43,775	1 40,477
構築物（純額）	1 365	1 328
車両運搬具（純額）	1 4,246	1 3,936
工具、器具及び備品（純額）	1 8,239	1 6,887
レンタル資産（純額）	1 236,137	1 257,244
有形固定資産合計	292,764	308,873
無形固定資産		
ソフトウェア	94,350	212,087
商標権		748
ソフトウェア仮勘定	96,884	96,878
無形固定資産合計	191,235	309,713
投資その他の資産		
投資有価証券		29,980
敷金	18,076	18,076
差入保証金	29,128	431,128
繰延税金資産	8,773	13,549
その他	748	365
投資その他の資産合計	56,725	493,100
固定資産合計	540,725	1,111,687
資産合計	1,821,479	1,957,515

(単位：千円)

	前事業年度 (2023年9月30日)	当事業年度 (2024年9月30日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	87,965	266,388
1年内返済予定の長期借入金	61,890	39,558
未払金	53,484	76,062
未払費用	45,347	37,951
未払法人税等	110,962	431
契約負債	170,161	126,791
預り金	11,012	10,289
その他	17,239	20,191
流動負債合計	558,063	577,664
固定負債		
長期借入金	204,496	164,938
その他	10,054	10,270
固定負債合計	214,550	175,208
負債合計	772,613	752,872
純資産の部		
株主資本		
資本金	337,317	351,630
資本剰余金		
資本準備金	406,067	420,380
その他資本剰余金	90,750	90,750
資本剰余金合計	496,817	511,130
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	214,731	341,880
利益剰余金合計	214,731	341,880
株主資本合計	1,048,866	1,204,642
純資産合計	1,048,866	1,204,642
負債純資産合計	1,821,479	1,957,515

【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2022年10月1日 至 2023年9月30日)	当事業年度 (自 2023年10月1日 至 2024年9月30日)
売上高	1 2,077,284	1 2,333,695
売上原価	841,092	924,705
売上総利益	1,236,191	1,408,989
販売費及び一般管理費	2 900,778	2 1,229,035
営業利益	335,413	179,954
営業外収益		
受取利息及び受取配当金	6	65
補助金収入	3 52,781	
受取補償金	3,818	4,243
為替差益		529
その他	73	325
営業外収益合計	56,679	5,163
営業外費用		
支払利息	1,043	2,504
為替差損	458	
上場関連費用	13,830	
補助金返納額		3 3,299
その他	24	20
営業外費用合計	15,357	5,823
経常利益	376,735	179,293
特別損失		
固定資産除売却損	4 246	4 3,096
減損損失	5 20,427	5 19,100
特別損失合計	20,674	22,196
税引前当期純利益	356,060	157,096
法人税、住民税及び事業税	106,786	34,724
法人税等調整額	2,747	4,776
法人税等合計	104,039	29,948
当期純利益	252,021	127,148

【売上原価明細書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 2022年10月1日 至 2023年9月30日)		当事業年度 (自 2023年10月1日 至 2024年9月30日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
通信費		601,249	71.5	598,811	64.8
経費		239,843	28.5	325,893	35.2
当期売上原価		841,092	100.0	924,705	100.0

(原価計算の方法)

当社の原価計算は、実際原価による個別原価計算であります。

【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2022年10月1日 至 2023年9月30日)

(単位：千円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	121,315	190,065	90,750	280,815
当期変動額				
新株の発行	216,001	216,001		216,001
当期純利益				
当期変動額合計	216,001	216,001		216,001
当期末残高	337,317	406,067	90,750	496,817

	株主資本			純資産合計
	利益剰余金		株主資本合計	
	その他利益剰余金	利益剰余金合計		
	繰越利益剰余金			
当期首残高	37,289	37,289	364,842	364,842
当期変動額				
新株の発行			432,003	432,003
当期純利益	252,021	252,021	252,021	252,021
当期変動額合計	252,021	252,021	684,024	684,024
当期末残高	214,731	214,731	1,048,866	1,048,866

当事業年度(自 2023年10月 1 日 至 2024年 9月30日)

(単位：千円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	337,317	406,067	90,750	496,817
当期変動額				
新株の発行	14,313	14,313		14,313
当期純利益				
当期変動額合計	14,313	14,313		14,313
当期末残高	351,630	420,380	90,750	511,130

	株主資本			純資産合計
	利益剰余金		株主資本合計	
	その他利益剰余金	利益剰余金合計		
	繰越利益剰余金			
当期首残高	214,731	214,731	1,048,866	1,048,866
当期変動額				
新株の発行			28,627	28,627
当期純利益	127,148	127,148	127,148	127,148
当期変動額合計	127,148	127,148	155,775	155,775
当期末残高	341,880	341,880	1,204,642	1,204,642

【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2022年10月1日 至 2023年9月30日)	当事業年度 (自 2023年10月1日 至 2024年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益	356,060	157,096
減価償却費	123,262	175,476
減損損失	20,427	19,100
貸倒引当金の増減額(は減少)	129	
受取利息及び受取配当金	6	65
補助金収入	60,000	
補助金返納額	7,218	3,299
受取補償金	3,818	4,243
支払利息	1,043	2,504
上場関連費用	13,830	
固定資産除売却損益(は益)	246	3,096
売掛金の増減額(は増加)	17,445	99,195
前払費用の増減額(は増加)	2,006	12,643
棚卸資産の増減額(は増加)	7,851	7,159
貯蔵品の増減額(は増加)	592	3,831
買掛金の増減額(は減少)	18,757	178,423
契約負債の増減額(は減少)	93,763	43,369
預り金の増減額(は減少)	75	723
未払費用の増減額(は減少)	11,020	11,065
未払金の増減額(は減少)	19,647	22,934
その他	19,556	21,112
小計	592,910	358,520
利息及び配当金の受取額	6	65
利息の支払額	1,043	4,590
補助金の受取額	60,000	
補助金の返納額	7,218	3,299
補償金の受取額	3,663	4,176
法人税等の還付額	340	97
法人税等の支払額	5,534	155,050
営業活動によるキャッシュ・フロー	643,123	199,920

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2022年10月1日 至 2023年9月30日)	当事業年度 (自 2023年10月1日 至 2024年9月30日)
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	187,301	165,187
無形固定資産の取得による支出	114,451	163,543
敷金の払込による支出	5,010	
敷金の回収による収入	120	
差入保証金の差入による支出	17,449	402,000
投資有価証券の取得による支出		29,980
投資活動によるキャッシュ・フロー	324,091	760,711
財務活動によるキャッシュ・フロー		
長期借入金の返済による支出	54,624	61,890
株式の発行による収入	424,819	
上場関連費用の支出	13,830	
新株予約権の行使による株式の発行による収入	7,184	28,627
財務活動によるキャッシュ・フロー	363,548	33,262
現金及び現金同等物に係る換算差額		
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	682,580	594,053
現金及び現金同等物の期首残高	521,446	1,204,026
現金及び現金同等物の期末残高	1 1,204,026	1 609,973

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品、貯蔵品

先入先出法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定)

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	3～15年
構築物	10年
車両運搬具	15年
工具、器具及び備品	3～15年
レンタル資産	2～10年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

自社利用のソフトウェア	3～5年
商標権	10年

3. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

5. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する、各事業における主な履行義務の内容、及び当該履行義務を充足する通常の時点は、次のとおりであります。

(1) レンタルに係る収益

レンタルに係る収益には、主にWi-Fi端末のレンタル、キャンピングカーのレンタルが含まれ、これらの取引は貸与期間に応じて履行義務が充足されると判断し、貸与期間に応じて収益を認識しております。

(2) サービスの取次に係る収益

サービスの取次に係る収益には、主に新幹線チケット手配サービスや空港送迎を中心としたハイヤー会社への予約取次業務が含まれ、サービス提供時点において、当社の履行義務が充足されると判断し、当該時点で収益を認識しております。

6. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期的な投資からなっております。

(重要な会計上の見積り)

固定資産の減損

1. 当事業年度の財務諸表に計上した金額

(単位：千円)

	前事業年度	当事業年度
有形固定資産	292,764千円	308,873千円
無形固定資産	191,235千円	309,713千円
減損損失	20,427千円	19,100千円

2. 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社は「モバイルネットワーク事業」、「ライフメディアテック事業」、「キャンピングカー事業」を営むために、Wi-Fi端末、キャンピングカー、及び取次業務に関連するシステムなどの資産を保有しております。原則として、当社のセグメント単位及び継続的に収支の把握を行っている管理会計上の区分を基礎として資産のグルーピングを行っております。各資産グループにおける営業損益の悪化が生じた場合に減損の兆候を識別しており、資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較した結果、当該割引前将来キャッシュ・フローが帳簿価額を下回り減損損失の認識が必要とされた場合には、帳簿価額を回収可能価額（正味売却価額又は使用価値のいずれか高い金額）まで減額し、帳簿価額の減少額は減損損失として認識しております。割引前将来キャッシュ・フローは、取締役会で承認された各資産グループの将来計画を基礎としており、将来の経営成績等が見積りと乖離した場合には、固定資産の評価に影響を与え、翌事業年度の財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(表示方法の変更)

(貸借対照表)

前事業年度において、「流動資産」の「その他」に含めて表示していた「商品」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より独立掲記しております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の貸借対照表において、「流動資産」の「その他」に含めておりました7,998千円は、「商品」に組み替えております。

(キャッシュ・フロー計算書)

前事業年度において、営業活動によるキャッシュ・フローの「その他」に含めていた「棚卸資産の増減額」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より独立掲記しております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の営業活動によるキャッシュ・フローの「その他」11,704千円は、「棚卸資産の増減額」7,851千円と、「その他」19,556千円として組み替えております。

前事業年度において、営業活動によるキャッシュ・フローの「補助金の受取額」にて減額計上していた事業再構築補助金返納額分を、直近の状況を鑑み、より実態に即した明確な表示とするために、当事業年度より「補助金の返納額」に変更しております。この結果、前事業年度の営業によるキャッシュ・フロー「補助金の受取額」52,781千円は、「補助金の受取額」60,000千円と、「補助金の返納額」7,218千円として組み替えております。

(貸借対照表関係)

1 有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (2023年9月30日)	当事業年度 (2024年9月30日)
有形固定資産の減価償却累計額	210,751千円	101,615千円

2 売掛金のうち、顧客との契約から生じた債権の金額は、財務諸表「注記事項（収益認識関係） 3 . (1) 契約負債の残高等」に記載しております。

(損益計算書関係)

1 顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、財務諸表「注記事項（セグメント情報等） 3 . 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失の金額に関する情報」に記載しております。

2 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額並びにおおよその割合は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2022年10月1日 至 2023年9月30日)	当事業年度 (自 2023年10月1日 至 2024年9月30日)
広告宣伝費	172,131千円	342,097千円
給料手当	238,422千円	318,959千円
外注費	131,341千円	140,206千円
減価償却費	42,070千円	59,009千円
おおよその割合		
販売費	45%	57%
一般管理費	55%	43%

3 補助金収入

前事業年度（自 2022年10月1日 至 2023年9月30日）

ライフメディアアテック事業における新規サービス開発などを目的に申請し、採択された事業再構築補助金60,000千円を第3四半期に「補助金収入」として営業外収益に計上しております。一方、当該事業再構築補助金の対象サービス領域について、制度に則り算出した収益納付額7,219千円を第4四半期に納付し、当該納付額を補助金収入として減額計上しております。

当事業年度（自 2023年10月1日 至 2024年9月30日）

前事業年度に採択された事業再構築補助金の対象サービスについて、制度に則り算出した収益納付額3,299千円を第3四半期に納付し、当該納付額を補助金返納額として営業外費用に計上しております。

4 固定資産除売却損

	前事業年度 (自 2022年10月1日 至 2023年9月30日)	当事業年度 (自 2023年10月1日 至 2024年9月30日)
レンタル資産	246千円	3,096千円

5 減損損失

前事業年度（自 2022年10月1日 至 2023年9月30日）

当事業年度において、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

（1）減損損失を認識した資産グループの概要

場所	用途	種類
東京都	PCR検査取次サービス資産	ソフトウェア

（2）減損損失を認識するに至った経緯

収益性の低下がみられる事業用資産グループ及び遊休資産について、将来の回収可能性を検討した結果、当初予想したキャッシュ・フローが見込めないため、減損損失を計上しております。

（3）減損損失の金額

ソフトウェア	20,427千円
合計	20,427千円

（4）資産グルーピングの方法

原則として当社のセグメント単位及び継続的に収支の把握を行っている管理会計上の区分を基礎として資産のグルーピングを行い、遊休資産については当該資産単位でグルーピングしております。

（5）回収可能価額の算定方法

当該資産グループの回収可能価額は、正味売却価額と使用価値のいずれか高い方の金額を使用しております。正味売却価額については、売却予定価格等により、使用価値については、将来キャッシュ・フローを一定の割引率で割り引いて算定しております。ただし上記資産については営業活動から生じる将来キャッシュ・フローがマイナスであるため、回収可能価額をゼロとして、その帳簿価額の全額を減損処理しております。

当事業年度（自 2023年10月1日 至 2024年9月30日）

当事業年度において、当社は以下の資産グループにおいて、減損損失を計上しました。

（1）減損損失を認識した資産グループの概要

場所	用途	種類
東京都	レンタル用Wi-Fi端末	レンタル資産

（2）減損損失を認識するに至った経緯

将来の使用見込みがなくなったレンタル用Wi-Fi端末については、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

（3）減損損失の金額

レンタル資産	19,100千円
合計	19,100千円

（4）資産グルーピングの方法

原則として当社のセグメント単位及び継続的に収支の把握を行っている管理会計上の区分を基礎として資産のグルーピングを行い、遊休資産については当該資産単位でグルーピングしております。

（5）回収可能価額の算定方法

当該資産グループの回収可能価額は、正味売却価額と使用価値のいずれか高い方の金額を使用しております。正味売却価額については、売却予定価格等により、使用価値については、将来キャッシュ・フローを一定の割引率で割り引いて算定しております。なお、遊休資産の回収可能価額は使用価値により算定しており、将来キャッシュ・フローが見込めないため、ゼロとして算定をしております。

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 2022年10月1日 至 2023年9月30日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	3,908	3,378,492		3,382,400

(変動事由の概要)

株式分割による増加 3,122,492株

第三者割当増資による増加 249,600株

新株予約権の行使による増加 6,400株

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当事業年度(自 2023年10月1日 至 2024年9月30日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	3,382,400	67,200		3,449,600

(変動事由の概要)

新株予約権の行使による増加 67,200株

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(キャッシュ・フロー計算書関係)

- 1 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2022年10月1日 至 2023年9月30日)	当事業年度 (自 2023年10月1日 至 2024年9月30日)
現金及び預金	1,204,026千円	609,973千円
現金及び現金同等物	1,204,026千円	609,973千円

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は資金計画に基づき、必要な資金は銀行借入れにより調達しております。また、一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用する方針です。デリバティブ取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、主に取引先企業との業務又は資本提携等に関連する株式であり、発行会社の信用リスクに晒されております。

敷金は、本社及び各営業所の賃貸借契約に伴うものであり、賃貸人の信用リスクに晒されております。

差入保証金は、差入先、預託先の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金、未払金、未払法人税等、預り金は1年以内の支払期日であります。

借入金は主に運転資金に係る資金調達であり、償還日は決算日後、最長で12年以内であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、営業債権及び差入保証金について、社内規程に従い、取引先及び差入先の状況を定期的に確認し、取引相手先ごとに財務状況等の悪化による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。投資有価証券については、定期的に発行体（取引先企業）の財務状況を把握し、市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社は、借入金に係る支払金利の変動リスクを抑制するために、銀行や証券会社より金融商品に関する情報を収集し定期的に借入先及び契約内容の見直しを実施しております。

なお、取引残高・損益状況については、取締役会に定期的に報告することとしております。

資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前事業年度（2023年9月30日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 長期借入金 (1)	266,386	259,233	7,153
負債計	266,386	259,233	7,153

(1) 長期借入金は、1年内返済予定の長期借入金を含みます。

(2) 「現金及び預金」、「売掛金」、「買掛金」、「未払金」、「未払法人税等」、「預り金」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、記載を省略しております。

(3) 市場価格のない株式等の貸借対照表計上額

区分	貸借対照表計上額 (千円)
差入保証金	29,128
合計	29,128

「差入保証金」は、取引保証金に関するもので返還の時期が決まっておらず、合理的な将来キャッシュ・フローを見積もることができないため、上記表中には含めておりません。

当事業年度（2024年9月30日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
--	------------------	------------	------------

(1) 長期借入金 (1)	204,496	200,033	4,463
負債計	204,496	200,033	4,463

(1) 長期借入金は、1年内返済予定の長期借入金を含みます。

(2) 「現金及び預金」、「売掛金」、「買掛金」、「未払金」、「未払法人税等」、「預り金」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、記載を省略しております。

(3) 市場価格のない株式等の貸借対照表計上額

区分	貸借対照表計上額 (千円)
投資有価証券(非上場株式)	29,980
差入保証金	431,128
合計	461,108

「非上場株式」は、市場価格のない株式等のため、上記表中には含めておりません。

「差入保証金」は、取引保証金に関するもので返還の時期が決まっておらず、合理的な将来キャッシュ・フローを見積もることができないため、上記表中には含めておりません。

(注1) 金銭債権の決算日後の償還予定額

前事業年度(2023年9月30日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	1,204,026	-	-	-
売掛金	42,799	-	-	-
合計	1,246,826	-	-	-

差入保証金は、返還の時期が確定していないため、上記表中には記載していません。

当事業年度(2024年9月30日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	609,973	-	-	-
売掛金	141,995	-	-	-
合計	751,968	-	-	-

差入保証金は、返還の時期が確定していないため、上記表中には記載していません。

(注2) 長期借入金の決算日後の返済予定額

前事業年度(2023年9月30日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	61,890	39,558	29,760	29,760	29,760	75,658
合計	61,890	39,558	29,760	29,760	29,760	75,658

当事業年度(2024年9月30日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	39,558	29,760	29,760	29,760	29,760	45,898
合計	39,558	29,760	29,760	29,760	29,760	45,898

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

前事業年度(2023年9月30日)

区分	時価(千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金	-	259,233	-	259,233
負債計	-	259,233	-	259,233

当事業年度(2024年9月30日)

区分	時価(千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金	-	200,033	-	200,033
負債計	-	200,033	-	200,033

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

長期借入金

このうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額に近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。固定金利によるものは、同様の新規取引を行った場合に想定される利率で元利金の合計を割り引いて時価を算定しております。これらの取引につきましては、レベル2に分類しております。

(有価証券関係)

その他有価証券

前事業年度(2023年9月30日)

該当事項はありません。

当事業年度(2024年9月30日)

非上場株式(貸借対照表計上額 投資有価証券29,980千円)は、市場価格のない株式のため、時価を記載して
おりません。

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションにかかる費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

当事業年度(2024年9月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

なお、2023年6月18日付で1株を800株とする株式分割を行っておりますが、以下は当該株式分割を反映した数値を記載しております。

(1) スtock・オプションの内容

	第1回新株予約権	第2回新株予約権
決議年月日	2018年9月28日	2018年12月25日
付与対象者の区分及び人数(名)	取締役 4 従業員 4	取締役 1 従業員 5
株式の種類及び付与数(株)	普通株式 228,000	普通株式 24,000
付与日	2018年9月30日	2018年12月28日
権利確定条件	「第4 提出会社の状況 1 . 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第4 提出会社の状況 1 . 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自 2020年10月1日 至 2028年9月27日	自 2021年1月1日 至 2028年11月25日

	第3回新株予約権	第4回新株予約権
決議年月日	2018年12月25日	2020年8月28日
付与対象者の区分及び人数(名)	監査役 1	従業員 3
株式の種類及び付与数(株)	普通株式 9,600	普通株式 28,800
付与日	2018年12月28日	2020年8月31日
権利確定条件	「第4 提出会社の状況 1 . 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第4 提出会社の状況 1 . 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自 2021年1月1日 至 2028年11月25日	自 2022年8月28日 至 2030年8月27日

	第5回新株予約権
決議年月日	2023年5月18日
付与対象者の区分及び人数(名)	監査役 1 従業員 4 入社予定者 2
株式の種類及び付与数(株)	普通株式 19,200
付与日	2023年5月19日
権利確定条件	「第4 提出会社の状況 1 . 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自 2023年5月19日 至 2030年8月27日

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

ストック・オプションの数

	第1回 新株予約権	第2回 新株予約権	第3回 新株予約権	第4回 新株予約権	第5回 新株予約権
権利確定前(株)					
前事業年度末					
付与					
失効					
権利確定					
未確定残					
権利確定後(株)					
前事業年度末	228,000	20,000	9,600	27,200	19,200
権利確定					
権利行使	39,200	18,400	9,600		
失効				4,800	
未行使残	188,800	1,600		22,400	19,200

単価情報

	第1回 新株予約権	第2回 新株予約権	第3回 新株予約権	第4回 新株予約権	第5回 新株予約権
権利行使価格(円)	426	426	426	1,788	1,850
行使時平均株価(円)	1,935	1,860	1,594		
付与日における公正な評価単価(円)					

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

ストック・オプションの付与時点においては、当社株式は未公開株式であるため、ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法を単位当たりの本源的価値の見積りによっております。また、単位当たりの本源的価値の算定基礎となる自社の株式価値は、純資産方式及びDCF法等の結果を総合的に勘案して決定しております。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

当事業年度末における本源的価値の合計額	51,979千円
当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額	96,763千円

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2023年9月30日)	当事業年度 (2024年9月30日)
繰延税金資産		
減損損失	18,810千円	16,904千円
資産除去債務	3,079千円	3,145千円
未確定債務		2,581千円
保険積立金	1,401千円	1,453千円
その他	2,820千円	413千円
繰延税金資産小計	26,111千円	24,497千円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	14,702千円	8,457千円
評価性引当額小計	14,702千円	8,457千円
繰延税金資産合計	11,408千円	16,040千円
繰延税金負債		
資産除去債務に対応する除去費用	2,635千円	2,490千円
繰延税金負債合計	2,635千円	2,490千円
繰延税金資産純額	8,773千円	13,549千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2023年9月30日)	当事業年度 (2024年9月30日)
法定実効税率		30.6%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目		0.5%
住民税均等割等		0.5%
評価性引当額の増減		3.9%
法人税額の特別控除		3.8%
その他		4.9%
税効果会計適用後の法人税等の負担率		19.1%

(注) 前事業年度は、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、「注記事項（セグメント情報等）」に記載のとおりであります。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「（重要な会計方針）5.収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 当期及び翌期以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 契約負債の残高等

顧客との契約から生じた債権、契約負債の残高は以下のとおりです。

前事業年度(自 2022年10月1日 至 2023年9月30日)

(単位：千円)

顧客との契約から生じた債権（期首残高）	25,354
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	42,799
契約負債（期首残高）	76,522
契約負債（期末残高）	170,161

(注) 顧客との契約から生じた債権は、貸借対照表上、「売掛金」に計上しております。契約負債は主に、Wi-Fi レンタルサービス契約における顧客からの前受対価であり、契約負債は収益の認識に伴い取り崩されます。なお、期首現在の契約負債残高は、概ね当事業年度の収益として認識しております。

当事業年度(自 2023年10月1日 至 2024年9月30日)

(単位：千円)

顧客との契約から生じた債権（期首残高）	42,799
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	141,995
契約負債（期首残高）	170,161
契約負債（期末残高）	126,791

(注) 顧客との契約から生じた債権は、貸借対照表上、「売掛金」に計上しており、契約資産はありません。

契約負債は主に、Wi-Fi レンタルサービス契約における顧客から受け取った履行義務充足前の前受金に関するものであります。契約負債の増減は、主として前受金の受け取り（契約負債の増加）と、収益認識（同、減少）により生じたものであります。なお、期首現在の契約負債残高は、概ね当事業年度の収益として認識しております。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社においては、個別の予想契約期間が1年を超える重要な取引がないため、実務上の便法を適用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

(1) 報告セグメントの決定方法

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社は、「モバイルネットワーク事業」、「ライフメディアテック事業」及び「キャンピングカー事業」の3つを報告セグメントとしております。

(2) 各報告セグメントに属する製品及びサービスの種類

報告セグメント	属するサービスの内容
モバイルネットワーク事業	Wi-Fi端末のレンタルサービス SIM・eSIMの販売・取次サービス モバイルアクセサリーの販売
ライフメディアテック事業	訪日・在留外国人向けの取次サービス
キャンピングカー事業	訪日旅行者及び日本人顧客へのキャンピングカーの貸出サービス アメリカでキャンピングカーを借りる方への予約手配サービス

(3) 報告セグメントの変更等に関する事項

当事業年度より組織変更を実施し経営管理区分を変更したことに伴い、従来の「Wi-Fi事業」セグメントと「ライフメディアテック事業」セグメントに含めていた事業の一部を統合し「モバイルネットワーク事業」といたしました。これにより、報告セグメントを従来の「Wi-Fi事業」「ライフメディアテック事業」「キャンピングカー事業」から、「モバイルネットワーク事業」「ライフメディアテック事業」「キャンピングカー事業」に変更しています。

なお、前事業年度のセグメント情報は、変更後の報告セグメントの区分に基づき作成したものを記載しています。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、その他の項目の金額に関する情報及び収益の分解情報

報告されているセグメントの会計処理は重要な会計方針における記載と同一であります。報告セグメントの利益又は損失は、損益計算書の営業利益ベースの数値であります。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失の金額に関する情報

前事業年度(自 2022年10月1日 至 2023年9月30日)

(単位：千円)

	報告セグメント				その他 (注)1	財務諸表計上額
	モバイルネット ワーク事業	ライフメディ アテック事業	キャンピング カー事業	計		
売上高						
一時点で移転される財又は サービス	24,836	151,375	6,117	182,329	1,923	184,252
一定の期間にわたり移転さ れる財又はサービス	1,798,858	28,285	65,887	1,893,031		1,893,031
顧客との契約から生じる収益	1,823,694	179,660	72,005	2,075,360	1,923	2,077,284
その他の収益						
外部顧客への売上高	1,823,694	179,660	72,005	2,075,360	1,923	2,077,284
セグメント間の内部 売上高又は振替高						
計	1,823,694	179,660	72,005	2,075,360	1,923	2,077,284
セグメント利益又は損失 ()	323,129	20,962	8,678	335,413		335,413
その他の項目						
減価償却費	105,147	13,205	4,909	123,262		123,262

(注) 1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、コンサルティング業務を含んでおります。

2. セグメント資産及び負債については、取締役会に対して定期的に提供されておらず、経営資源の配分決定及び業績評価の検討対象になっていないため記載しておりません。

3. 報告セグメントに対して特定の資産は配分しておりませんが、減価償却費等の関連費用は配分しております。

4. セグメント利益又は損失()は、財務諸表の営業利益と一致しております。

当事業年度(自 2023年10月1日 至 2024年9月30日)

(単位：千円)

	報告セグメント				その他 (注)1	財務諸表計上額
	モバイルネット ワーク事業	ライフメディ アテック事業	キャンピング カー事業	計		
売上高						
一時点で移転される財又は サービス	103,770	304,617	7,242	415,630	3,425	419,055
一定の期間にわたり移転さ れる財又はサービス	1,807,743	11,725	95,170	1,914,639		1,914,639
顧客との契約から生じる収益	1,911,514	316,342	102,413	2,330,270	3,425	2,333,695
その他の収益						
外部顧客への売上高	1,911,514	316,342	102,413	2,330,270	3,425	2,333,695
セグメント間の内部 売上高又は振替高						
計	1,911,514	316,342	102,413	2,330,270	3,425	2,333,695
セグメント利益又は損失 ()	186,187	5,902	330	179,954		179,954
その他の項目						
減価償却費	158,489	9,123	7,864	175,476		175,476

(注) 1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、コンサルティング業務を含んでおります。

2. セグメント資産及び負債については、取締役会に対して定期的に提供されておらず、経営資源の配分決定及び業績評価の検討対象になっていないため記載しておりません。

3. 報告セグメントに対して特定の資産は配分しておりませんが、減価償却費等の関連費用は配分しております。

4. セグメント利益又は損失()は、財務諸表の営業利益と一致しております。

【関連情報】

前事業年度(自 2022年10月1日 至 2023年9月30日)

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

(単位：千円)

日本	その他	合計
1,801,906	275,378	2,077,284

(注) 売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

当事業年度(自 2023年10月1日 至 2024年9月30日)

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

(単位：千円)

日本	その他	合計
2,071,767	261,927	2,333,695

(注) 売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前事業年度(自 2022年10月1日 至 2023年9月30日)

	報告セグメント				その他 (注)	全社・消去	合計
	モバイルネットワーク事業	ライフメディアテック事業	キャンピングカー事業	計			
減損損失		20,427		20,427			20,427

(注)「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであります。

当事業年度(自 2023年10月1日 至 2024年9月30日)

	報告セグメント				その他 (注)	全社・消去	合計
	モバイルネットワーク事業	ライフメディアテック事業	キャンピングカー事業	計			
減損損失	19,100			19,100			19,100

(注)「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであります。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

前事業年度(自 2022年10月1日 至 2023年9月30日)

1. 関連当事者との取引

財務諸表提出会社と関連当事者との取引
該当事項はありません。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

(株)エアトリ(東京証券取引所に上場)

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

重要な関連会社に該当する会社はありません。

当事業年度(自 2023年10月1日 至 2024年9月30日)

1. 関連当事者との取引

財務諸表提出会社と関連当事者との取引

役員及び主要株主等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
役員	王 伸			当社 代表取締役社長	(被所有) 直接 0.8		新株予約権の行使(注)	11,928		

(注) 2018年9月28日の株主総会及び2018年9月28日開催の取締役会決議に基づき付与されたストック・オプションの当事業年度における権利行使を記載しております。また、取引金額欄は、当事業年度におけるストック・オプションの権利行使による付与株式数に行使時の払込金額を乗じた金額を記載しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

(株)エアトリ(東京証券取引所に上場)

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

重要な関連会社に該当する会社はありません。

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自 2022年10月1日 至 2023年9月30日)	当事業年度 (自 2023年10月1日 至 2024年9月30日)
1株当たり純資産額	310.09円	349.21円
1株当たり当期純利益	80.02円	36.96円
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	79.55円	35.55円

- (注) 1. 当社は、2023年6月18日付で株式1株につき800株の株式分割を行っております。前事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益を算定しております。
2. 前事業年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、当社は2023年8月30日に東京証券取引所グロース市場へ上場したため、新規上場日から前事業年度末日までの平均価格を期中平均株価とみなして算定しております。
3. 1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 2022年10月1日 至 2023年9月30日)	当事業年度 (自 2023年10月1日 至 2024年9月30日)
1株当たり当期純利益		
当期純利益(千円)	252,021	127,148
普通株主に帰属しない金額(千円)		
普通株式に係る当期純利益(千円)	252,021	127,148
普通株式の期中平均株式数(株)	3,149,431	3,439,899
潜在株式調整後1株当たり当期純利益		
当期純利益調整額(千円)		
普通株式増加数(株)	18,393	136,781
(うち新株予約権(株))	(18,393)	(136,781)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に含まれなかった潜在株式の概要		新株予約権2種類(新株予約権の数52個) これらの詳細については、「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価 償却累計額 又は償却累 計額(千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末 残高 (千円)
有形固定資産							
建物	55,208	816	599	55,425	14,948	4,114	40,477
構築物	375			375	46	37	328
車両運搬具	4,635			4,635	698	310	3,936
工具、器具及び備品	13,407	1,512	1,872	13,047	6,159	2,821	6,887
レンタル資産	429,890	159,728	252,612 (19,100)	337,007	79,762	116,467	257,244
有形固定資産計	503,516	162,057	255,083 (19,100)	410,489	101,615	123,751	308,873
無形固定資産							
商標権	50	748	50	748			748
ソフトウェア	190,431	169,462	26,890	333,003	120,916	51,725	212,087
ソフトウェア仮勘定	96,884	168,205	168,212	96,878			96,878
無形固定資産計	287,366	338,415	195,152	430,630	120,916	51,725	309,713

(注) 1. 当期増加額のうち主なものは次のとおりであります。

レンタル資産	Wi-Fi端末の取得	65,834千円
レンタル資産	キャンピングカーの取得	93,894千円
ソフトウェア	自社利用開発のソフトウェア	169,462千円

2. 当期減少額のうち主なものは次のとおりであります。

レンタル資産	Wi-Fi端末の除却	22,043千円
レンタル資産	Wi-Fi端末の減損	230,569千円
ソフトウェア	ソフトウェア償却終了による減少	26,890千円

なお、当期減少額のうち()内は内書きで減損損失の計上額であります。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
1年以内に返済予定の長期借入金	61,890	39,558	1.03	
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く)	204,496	164,938	0.81	2025年～2035年
合計	266,386	204,496		

(注) 1. 「平均利率」については、借入金等の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. 変動金利のものについては、当事業年度末の利率を適用しております。

3. 長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く)の貸借対照表日後5年内における1年ごとの返済予定額の総額

区分	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	29,760	29,760	29,760	29,760

【資産除去債務明細表】

当事業年度期首及び当事業年度末における資産除去債務の金額が当事業年度期首及び当事業年度末における負

債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、記載を省略しております。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

現金及び預金

区分	金額(千円)
現金	337
預金	
普通預金	609,635
計	609,635
合計	609,973

売掛金

相手先別内訳

相手先	金額(千円)
パロットピーク株式会社	4,042
株式会社 George P. Johnson	2,389
ソニーマーケティング株式会社	1,899
鹿児島県知事 塩田康一	1,291
株式会社三越伊勢丹	1,100
その他(注)	131,272
合計	141,995

(注) 相手先は多数の個人及び法人であり、個々の金額は少額であるため、その具体名の記載を省略しています。

売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高(千円)	当期発生高(千円)	当回収高(千円)	当期末残高(千円)	回収率(%)	滞留期間(日)
(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{(C)}{(A)+(B)} \times 100$	$\frac{(A)+(D)}{2} - \frac{(B)}{366}$
42,799	487,075	387,879	141,995	73.20	69.43

商品

区分	金額(千円)
商品	
モバイルネットワーク関連商品	8,172
その他	6,985
合計	15,157

貯蔵品

区分	金額(千円)
貯蔵品	
レターパック	7,619
その他	1,016
合計	8,636

差入保証金

区分	金額(千円)
差入保証金	
株式会社ビューカード	375,000
その他	56,128
合計	431,128

買掛金

相手先	金額(千円)
株式会社ビューカード	190,492
ソフトバンク株式会社	21,859
株式会社グローバルミライズ	11,028
Urocomm Japan株式会社	10,710
Korea Travel Tech Inc.	7,301
その他	24,997
合計	266,388

契約負債

区分	金額(千円)
契約負債	
モバイルネットワーク事業部	118,085
その他	8,706
合計	126,791

(3) 【その他】

当事業年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当事業年度
売上高(千円)	604,079	1,097,300	1,722,586	2,333,695
税引前四半期(当期)純利益(千円)	76,725	65,753	123,934	157,096
四半期(当期)純利益(千円)	52,117	45,506	85,751	127,148
1株当たり四半期(当期)純利益(円)	15.27	13.27	24.95	36.96

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益又は 1株当たり四半期純損失()(円)	15.27	2.01	11.68	12.01

第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年10月1日から翌年9月30日まで
定時株主総会	毎事業年度末日から3ヶ月以内
基準日	9月30日
剰余金の配当の基準日	9月30日、3月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
取次所	
買取手数料	株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	当社の公告方法は、電子公告としております。ただし事故その他やむを得ない事由により電子公告をすることができないときは、日本経済新聞に掲載します。 当社の公告掲載URLは次のとおりであります。 https://www.inbound-platform.com/
株主に対する特典	なし

(注) 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を有しておりません。

会社法第189条第2項各号に掲げる権利

会社法第166条第1項の規定による請求をする権利

株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度 第8期(自 2022年10月1日 至 2023年9月30日) 2023年12月22日 関東財務局長に提出。

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

2023年12月22日 関東財務局長に提出。

(3) 四半期報告書及び確認書

事業年度 第9期第1四半期(自 2023年10月1日 至 2023年12月31日) 2024年2月14日 関東財務局長に提出。

事業年度 第9期第2四半期(自 2024年1月1日 至 2024年3月31日) 2024年5月15日 関東財務局長に提出。

(4) 臨時報告書

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2(株主総会における議決権行使の結果)の規定に基づく臨時報告書 2023年12月22日 関東財務局長に提出

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2024年12月20日

株式会社インバウンドプラットフォーム
取締役会 御中

三優監査法人

東京事務所

指定社員
業務執行社員

公認会計士 米林 喜一

指定社員
業務執行社員

公認会計士 川村 啓文

< 財務諸表監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社インバウンドプラットフォームの2023年10月1日から2024年9月30日までの第9期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社インバウンドプラットフォームの2024年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

モバイルネットワーク事業（うちWi-Fi端末のレンタル取引）に係る収益認識の適切性	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応

<p>会社は、主たる事業として、訪日外国人及び国内法人向け日本国内用Wi-Fi端末レンタル、並びに日本人顧客向け海外用Wi-Fi端末レンタルを行っている。</p> <p>当事業年度の売上高 2,333,695千円のうち、モバイルネットワーク事業に係る売上高は 1,911,514千円であり約82%を占め、この大部分は貸与期間に応じて利用料金が決まる端末のレンタル取引によるものである。</p> <p>また、当事業年度末における契約負債の残高は126,791千円であり、流動負債の約22%を占め、この残高は主としてWi-Fiレンタルサービス契約における顧客からの前受対価であり、契約負債は収益の認識に伴い取り崩される。</p> <p>注記事項（重要な会計方針）5．収益及び費用の計上基準（1）に記載されているとおり、Wi-Fi端末のレンタル取引に係る収益は、貸与期間に応じて履行義務が充足されると判断し、貸与期間に応じて収益を認識している。</p> <p>モバイルネットワーク事業（うちWi-Fi端末のレンタル取引）においては、通常複数日に渡る取引となるため、レンタル期間が決算日を跨ぐ取引も多い。また、売上高は経営者及び財務諸表利用者が重視する指標の一つであるため、特に決算期末月においては、業績達成のため履行義務を充足していない売上高が計上される可能性があり、潜在的なリスクが存在する。</p> <p>以上から、当監査法人は、モバイルネットワーク事業（うちWi-Fi端末のレンタル取引）に係る収益認識の適切性が、財務諸表において特に重要であることから、監査上の主要な検討事項に該当すると判断した。</p>	<p>当監査法人は、モバイルネットワーク事業（うちWi-Fi端末のレンタル取引）に係る収益認識の適切性を検証するため、主として以下の監査手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none">・Wi-Fi端末のレンタル取引に関する収益認識に係る内部統制の整備・運用状況を評価した。・収益認識の基データとなる経理財務部が作成した売掛金及び前受金に関する集計データが、Wi-Fi事業部が作成した売上明細及び会計帳簿と、年間を通じて整合していることを検証した。・期末日前後一定期間において、Wi-Fi事業部が作成した売上明細より、一定金額以上の取引を抽出し、受注時及び返却時の証憑等と照合することにより、実際に発生した取引を基に、売上高金額が正確に計上されていることを検証した。・会社の基幹システムから直接出力されたWi-Fi売上高の明細データを入手し、期末日前後一定期間において、経理財務部が作成した売掛金及び前受金に関する集計データと、管理番号・相手先・貸与期間・入金日・金額を照合することにより、売上高金額が網羅的かつ正確に集計されていることを検証するとともに、Wi-Fiの貸与期間に応じて適切に売掛金及び契約負債が計算されていることを検証した。
---	---

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を

行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

< 報酬関連情報 >

当監査法人及び当監査法人と同一のネットワークに属する者に対する、当事業年度の会社の監査証明業務に基づく報酬及び非監査業務に基づく報酬の額は、「提出会社の状況」に含まれるコーポレート・ガバナンスの状況等(3)【監査の状況】に記載されている。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。